

資料 3

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲
市立地適正化計画の一部改訂について

令和5年度 第2回野洲市都市計画審議会
(令和5年7月25日開催)

令和5年度 第2回都市計画審議会

- ・野洲市都市計画マスタープラン
 - ・野洲市立地適正化計画
- 一部改訂について(継続審議)

とき 令和5年7月25日

ところ 野洲市役所 2階 庁議室

前回の審議会

●改訂主旨の整理

①野洲市民病院の整備場所変更に伴う土地利用方針等の見直し

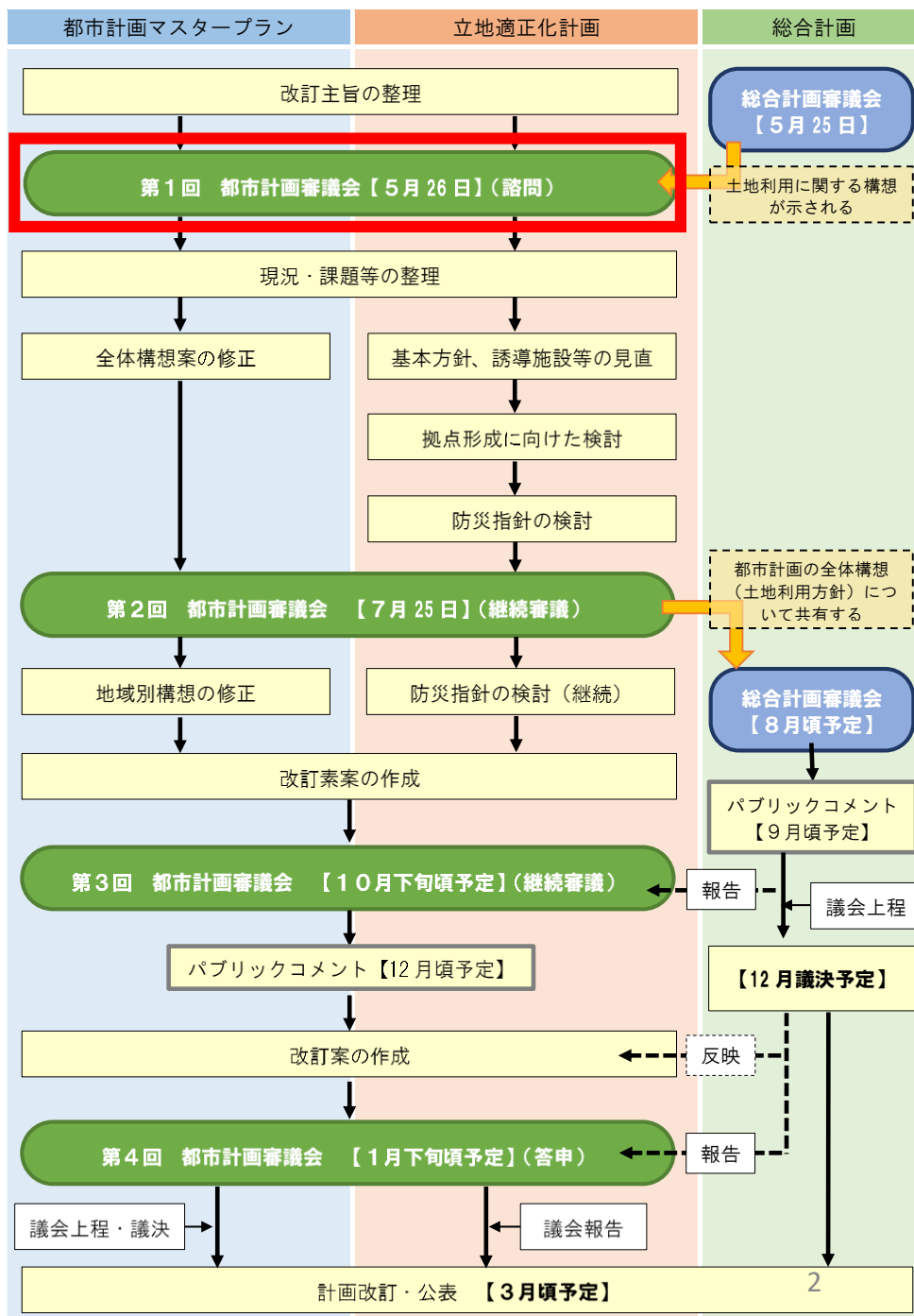
- 1) 総合体育館周辺
- 2) 野洲駅南口周辺

②その他都市施設の整備方針 (学校施設、文化施設等)

③「防災指針」の位置付け

●工程の確認

- ・総合計画改訂と連動した工程



本日の審議会

①野洲市民病院の整備場所変更に伴う土地利用方針等の見直し

1) 総合体育館周辺

↳ 都市マス「全体構想」

↳ 立適「都市づくりの基本方針」
「拠点形成に向けた検討」
「誘導施策」

2) 野洲駅南口周辺

↳ 立適「誘導施設」

「誘導施策」

②その他都市施設の整備方針 (学校施設、文化施設等)

↳ 都市マス「全体構想」

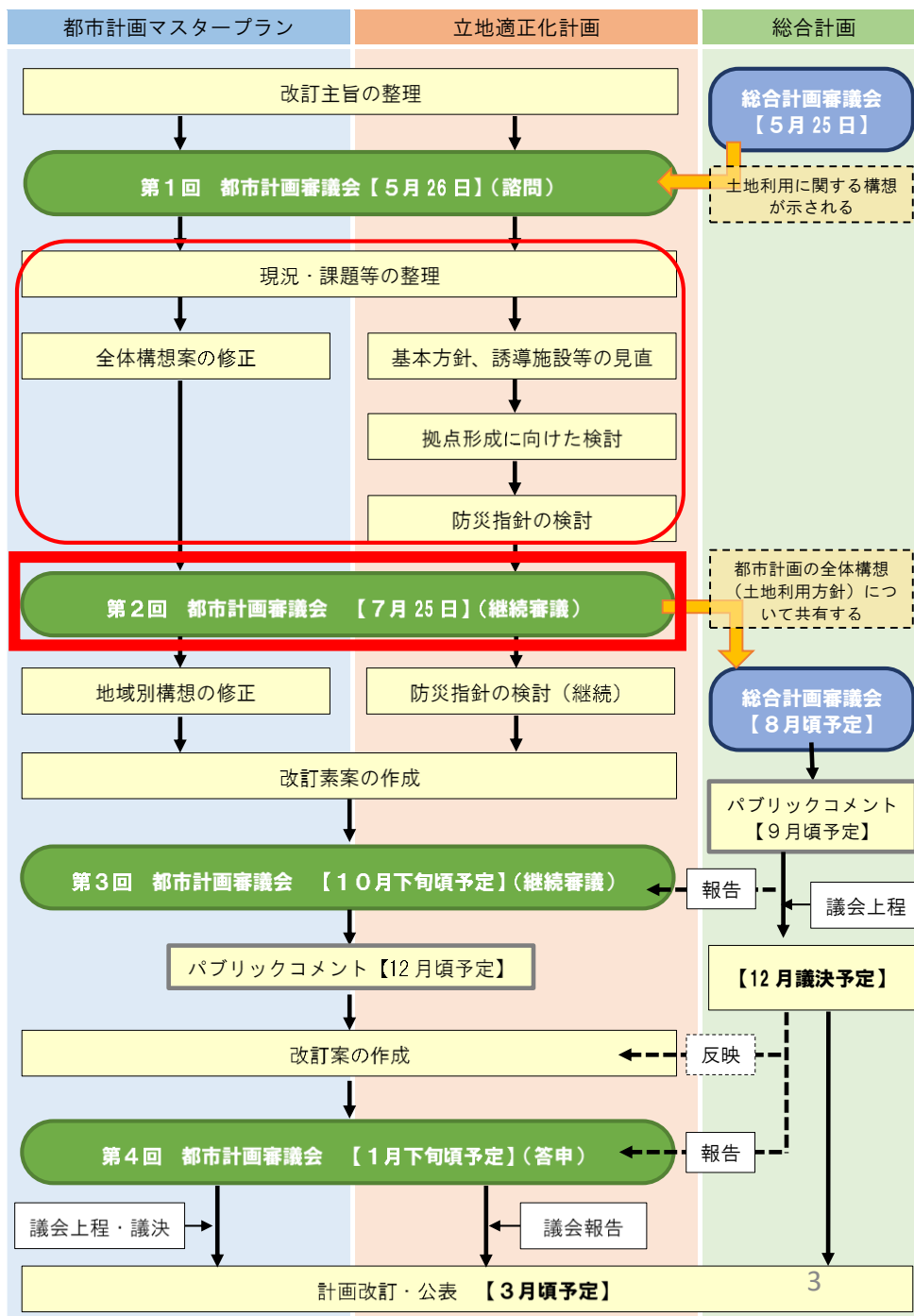
③「防災指針」の位置付け

↳ 立適: 新章にて位置付け

i リスク分析

ii 課題抽出

iii 取組方針の検討



両計画の整理

都市計画マスタープラン

- ☞ 都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画
- ☞ まちづくりの具体的な方向性・将来ビジョン
- ☞ 都市生活、経済活動等を支える諸施設の総合的な計画
- ☞ 地域別の整備課題に応じた整備方針

※厳密かつ即地的な計画内容を示すものではない

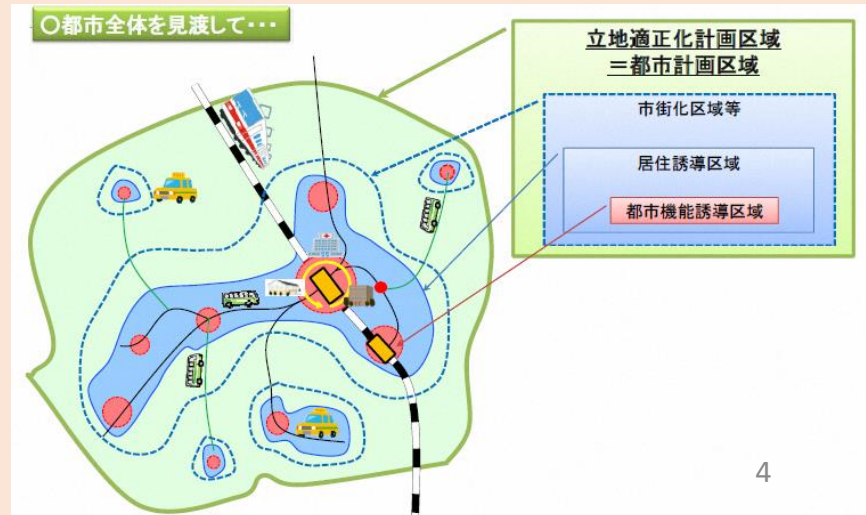
都市計画マスタープラン

立地適正化計画

立地適正化計画

- ☞ 「コンパクト＋ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導
- ☞ 公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」
- ☞ 都市機能や居住を誘導する区域の設定、それらを誘導するための方針

※都市再生特別措置法に基づく届出制度
⇒ゆるやかな誘導



①野洲市民病院の整備場所変更に伴う 土地利用方針等の見直し

1)総合体育館周辺の拠点形成

1) 総合体育館周辺の拠点形成

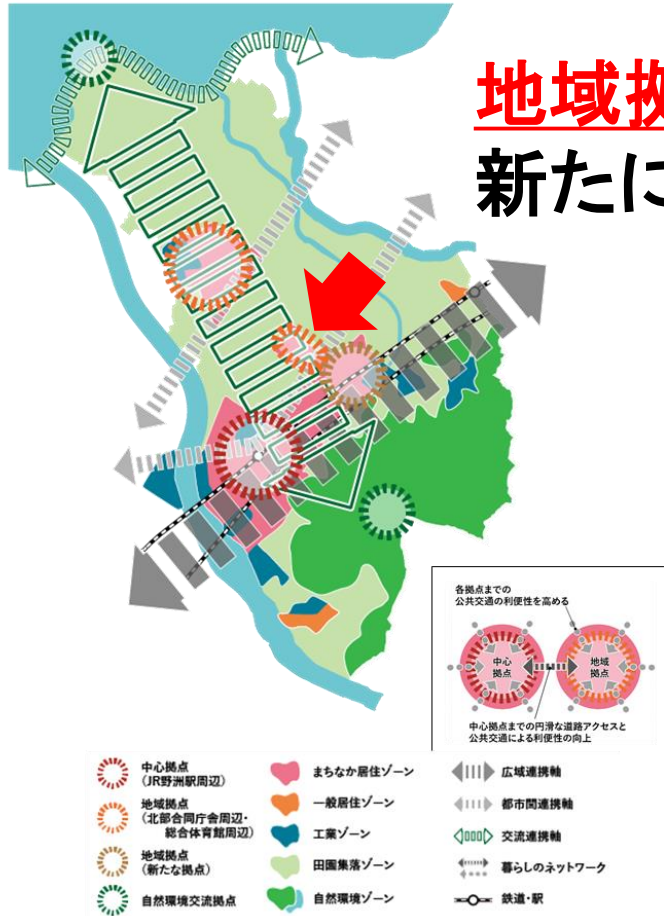
改訂要点

○都市計画マスタープラン(全体構想)

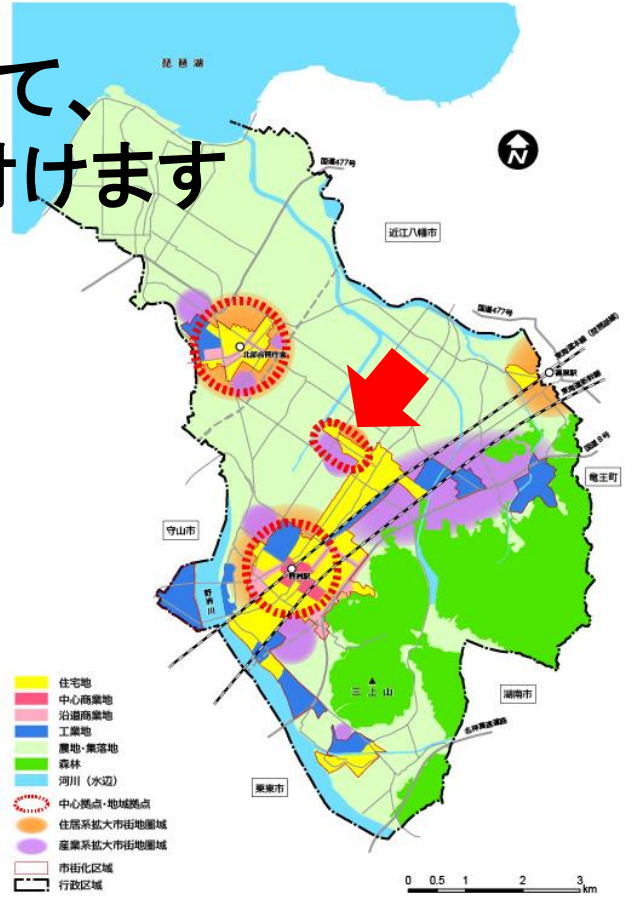
4. 将来都市構造

5. 都市整備方針

**地域拠点として、
新たに位置付けます**



将来都市構造図



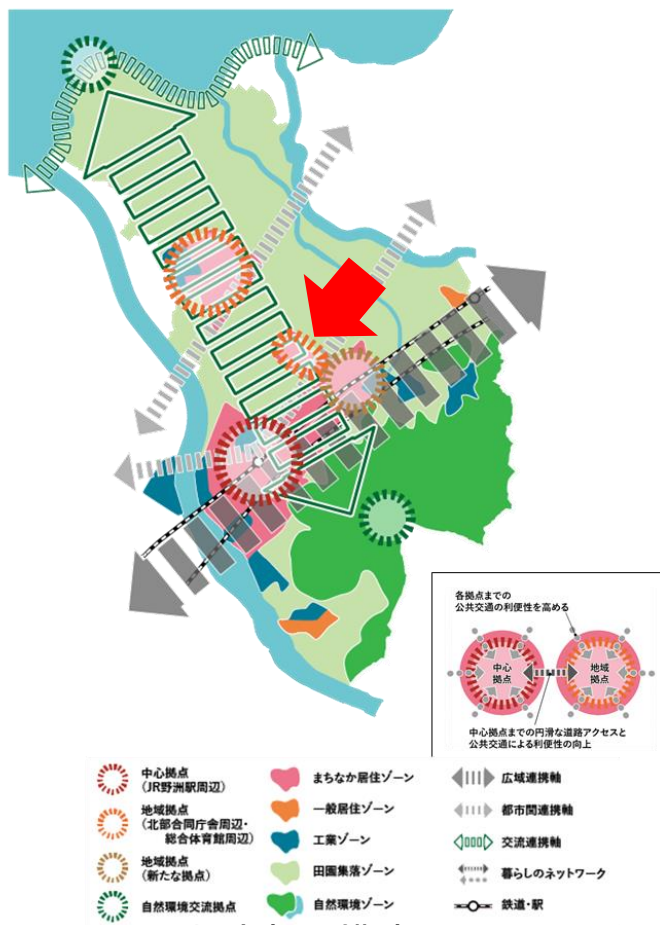
土地利用方針図

1) 総合体育館周辺の拠点形成

改訂要点

○都市計画マスタープラン(全体構想)

4. 将来都市構造



将来都市構造図

暮らしの拠点とネットワーク

地域拠点

(総合体育館周辺)

市域のほぼ中央に位置し、体育施設、福祉施設及び居住が集積している地域であり、医療・健康・福祉機能の集約や、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備などにより、拠点としての機能充実・強化を図ります。

1) 総合体育館周辺の拠点形成

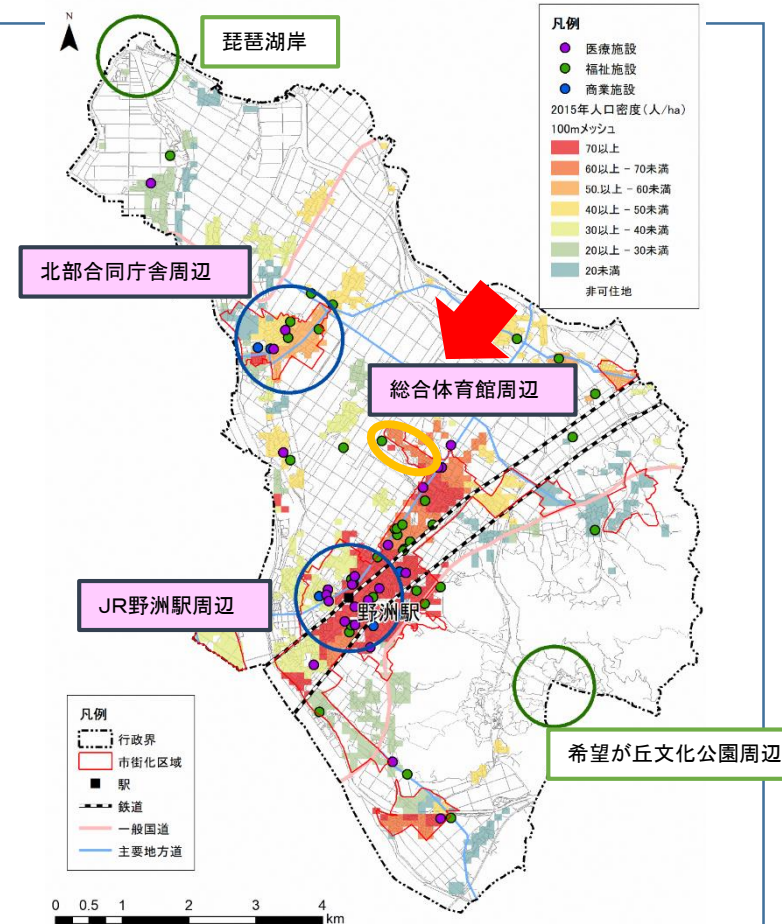
改訂要点

○立地適正化計画

都市づくりの基本方針(拠点の設定)

・市中央部に位置する野洲市総合体育館周辺については、運動(スポーツ)施設、福祉施設が集積しており、新たに医療機能を担う施設として市立病院の整備を進めています。また隣接する市街地(人口集中地区)は将来的にも一定の人口密度が維持されると見込まれることから、医療・健康・福祉機能が集約した**地域拠点**として位置づけます。

・市立病院整備のほか、豊かな自然環境を活かした交流施設の整備を進め、人々の交流や健康づくりにつながる機能をもった拠点の形成を目指します。



1) 総合体育館周辺の拠点形成

改訂要点

○立地適正化計画

総合体育館周辺に関する方針

基本的な考え方

- ・**任意的な誘導施策**の検討
- ・将来的に当該地域を市街化区域へ
⇒改めて法律で規定された誘導区域、誘導施設の設
定
- ⇒**現状の居住誘導区域における人口密度の維持を
図る**

「コンパクトシティ」の理念○

1) 総合体育館周辺の拠点形成

改訂要点

○立地適正化計画

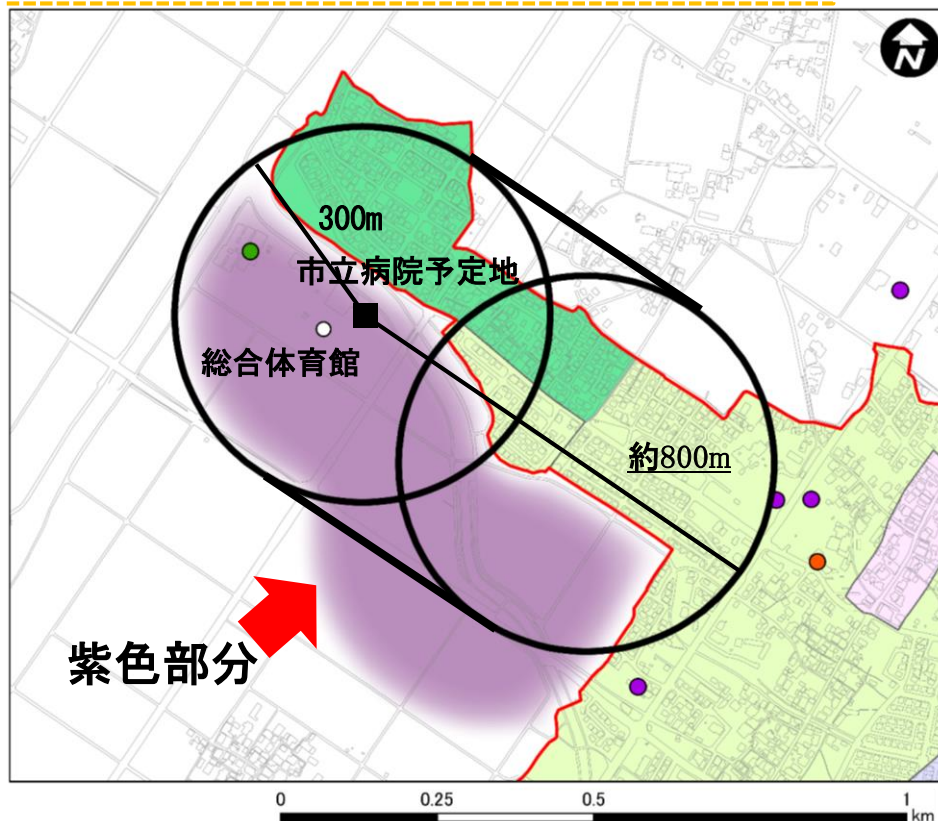
総合体育館周辺に関する方針

想定する誘導施設

都市機能分類		総合体育館周辺
医療機能	病院	●
	診療所	○
行政機能	行政施設	—
子育て機能	子育て支援施設	●
教育文化機能	文化施設 (文化ホール)	—
	図書館 (分館等を含む)	●
	商業機能	大規模小売店舗

- : 魅力創出施設
- : 都市機能維持施設
- : 該当しない項目

想定する都市機能誘導区域

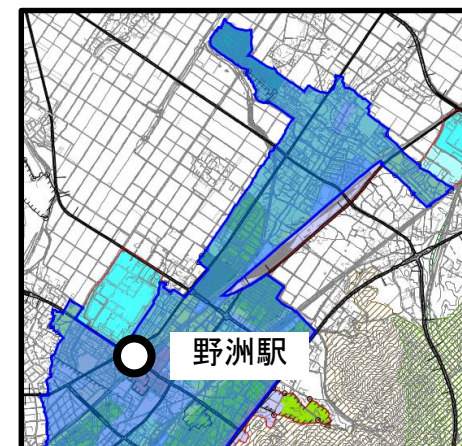


1) 総合体育館周辺の拠点形成

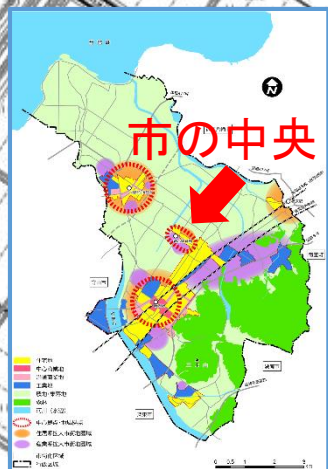
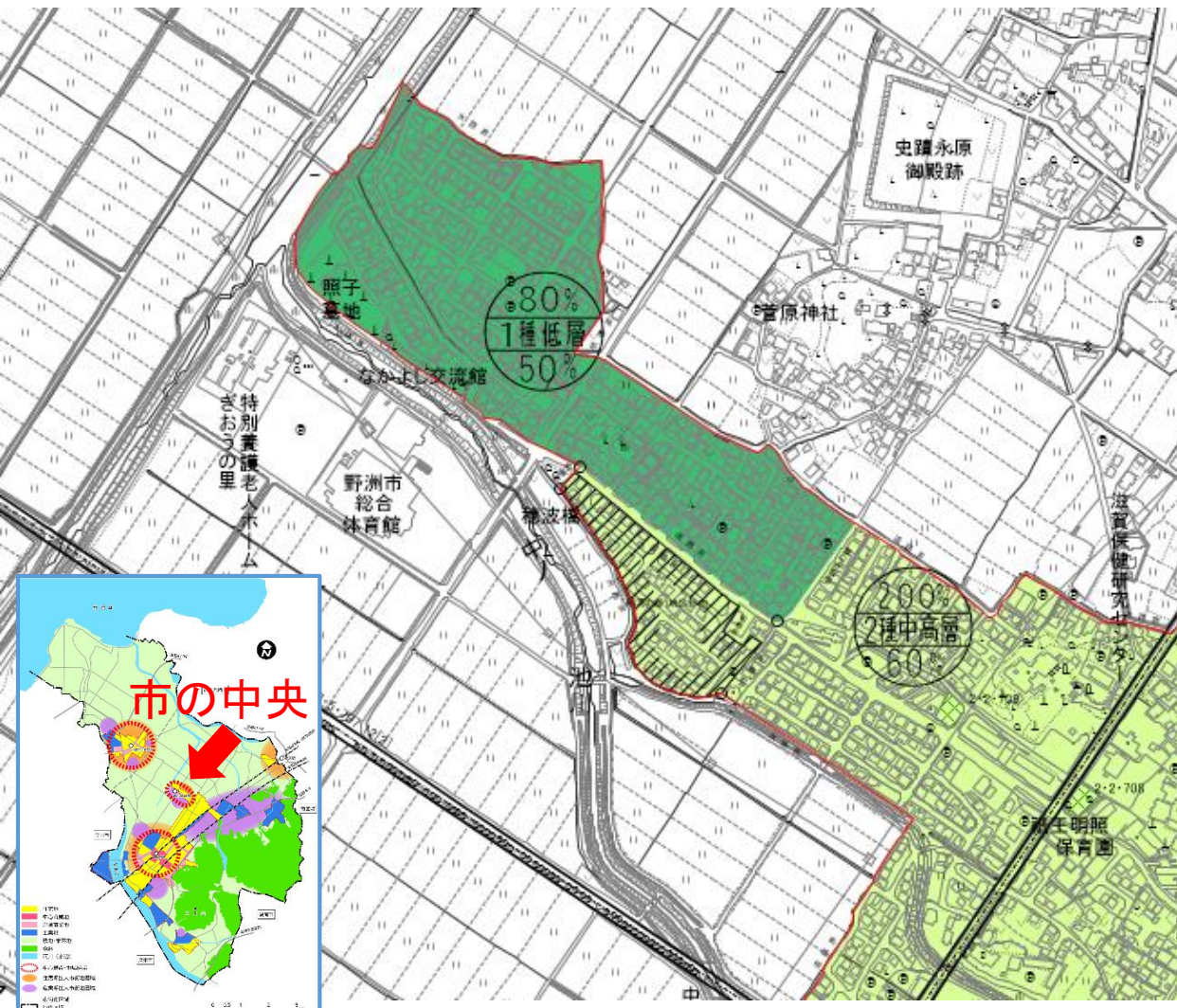
説明

《現状》

- ・市街化区域(DID地区)に隣接する市街化調整区域です
- ・中心拠点(野洲駅)から連続する居住誘導区域に隣接しています
- ・体育施設、福祉施設が集積する地域です

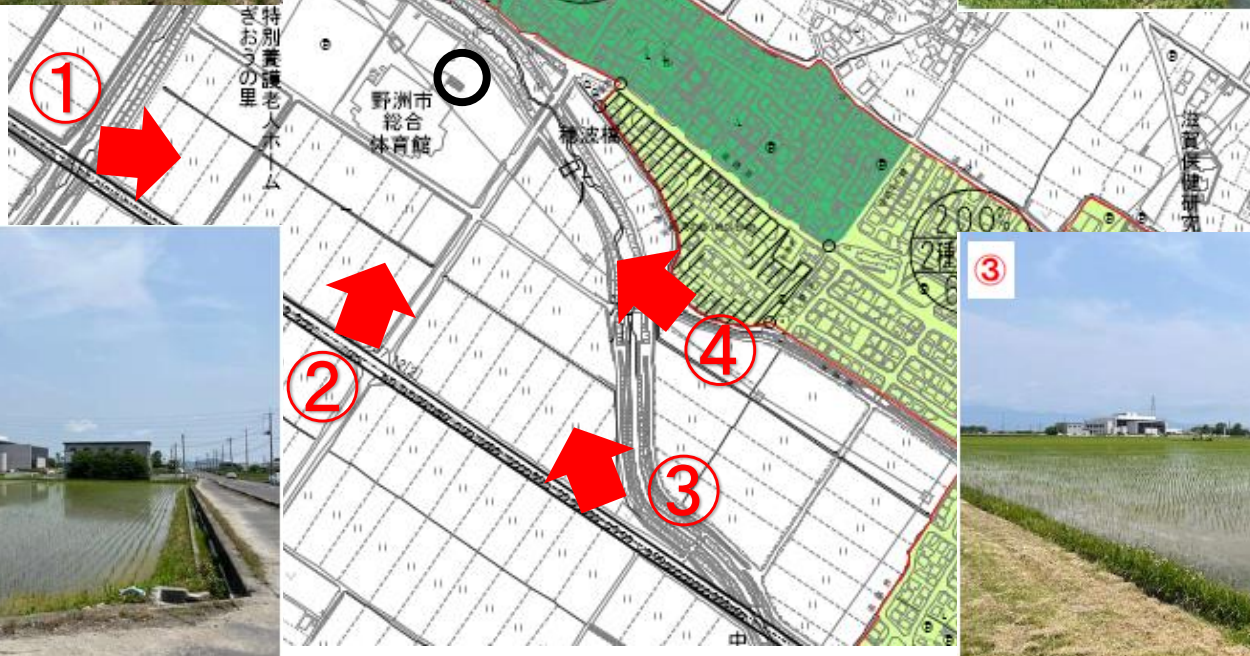


青色: 居住誘導区域



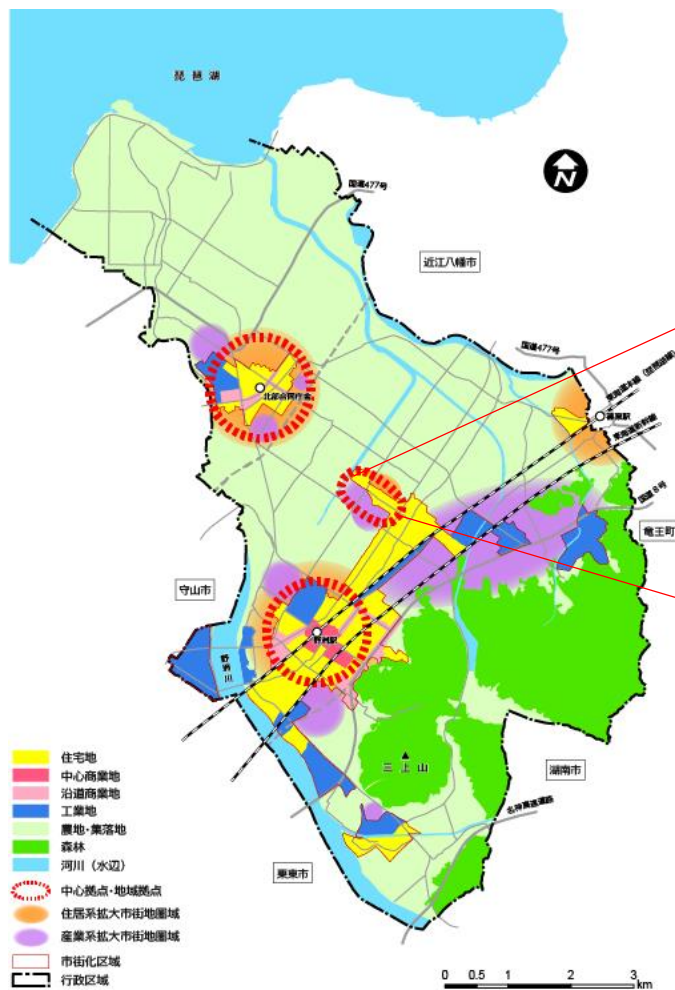
1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明

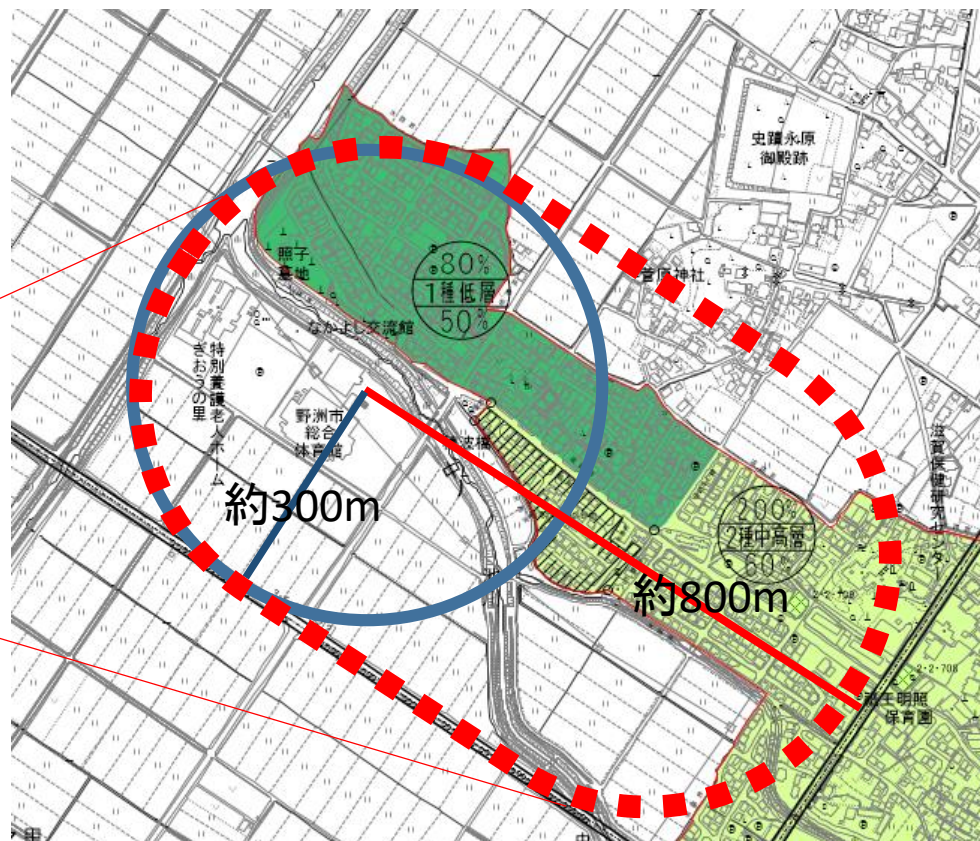


1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明



都市マス 土地利用方針図(案)



拠点の円(楕円)のイメージ

- ① 総合体育館周辺の宅地部を中心に300mの円
- ② ①の円を市街化区域方面にスライド(800m円の範囲・幹線道路まで)を含む範囲

1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明

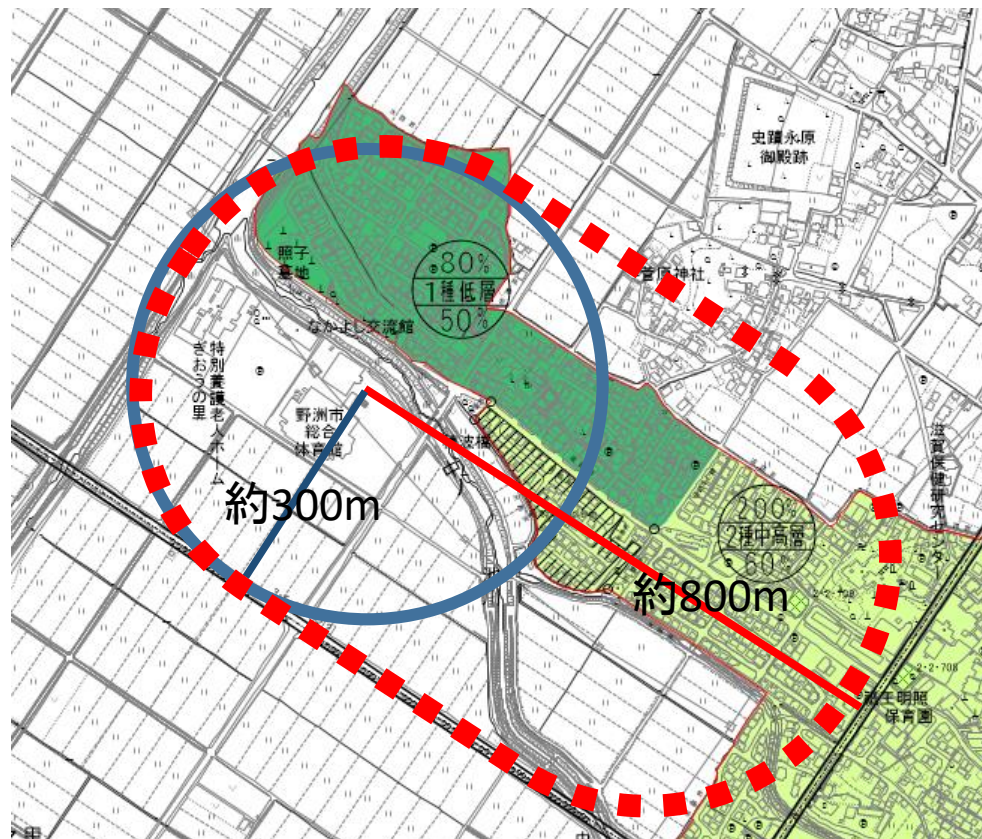
《拠点範囲の考え方》

- ・既に一定の施設が集積する場所の周辺に**都市機能を誘導する**
- ・拠点の魅力を高め、**現状の市街化区域(居住誘導区域)の人口密度の維持を図る**
- ・周囲に設定される**市街化調整区域への影響を極力抑える**



- ・拠点の範囲は、区域区分・土地利用状況を鑑み限定的な範囲とする
- ・居住誘導区域は、原則、現状の範囲から変えずに、人口密度の維持を図る

※他の2拠点では、拠点の中心となる施設から半径800mの円をベースに設定

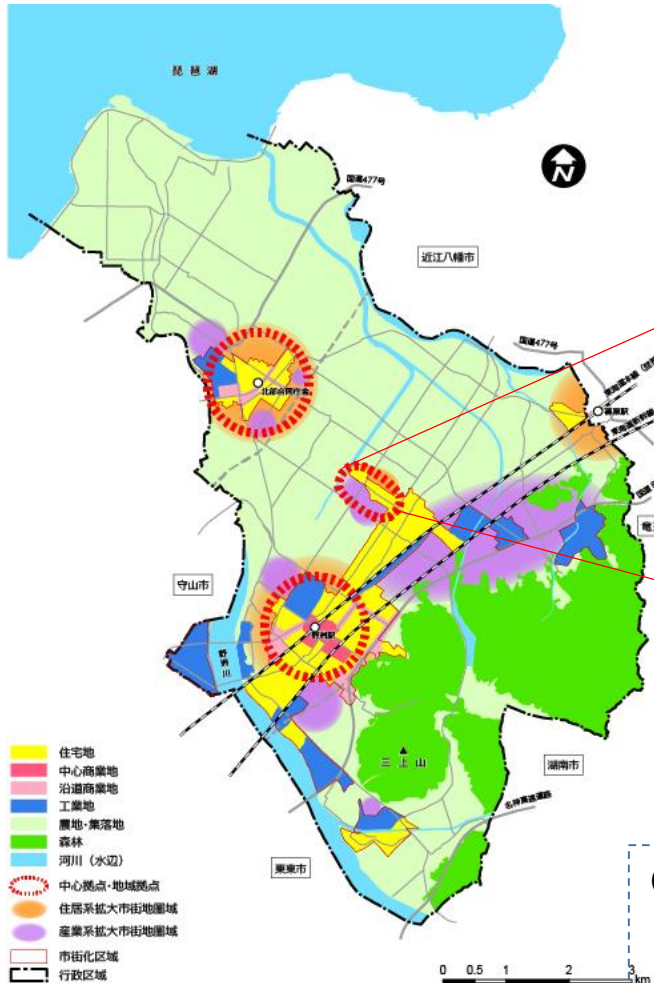


拠点の円(楕円)のイメージ

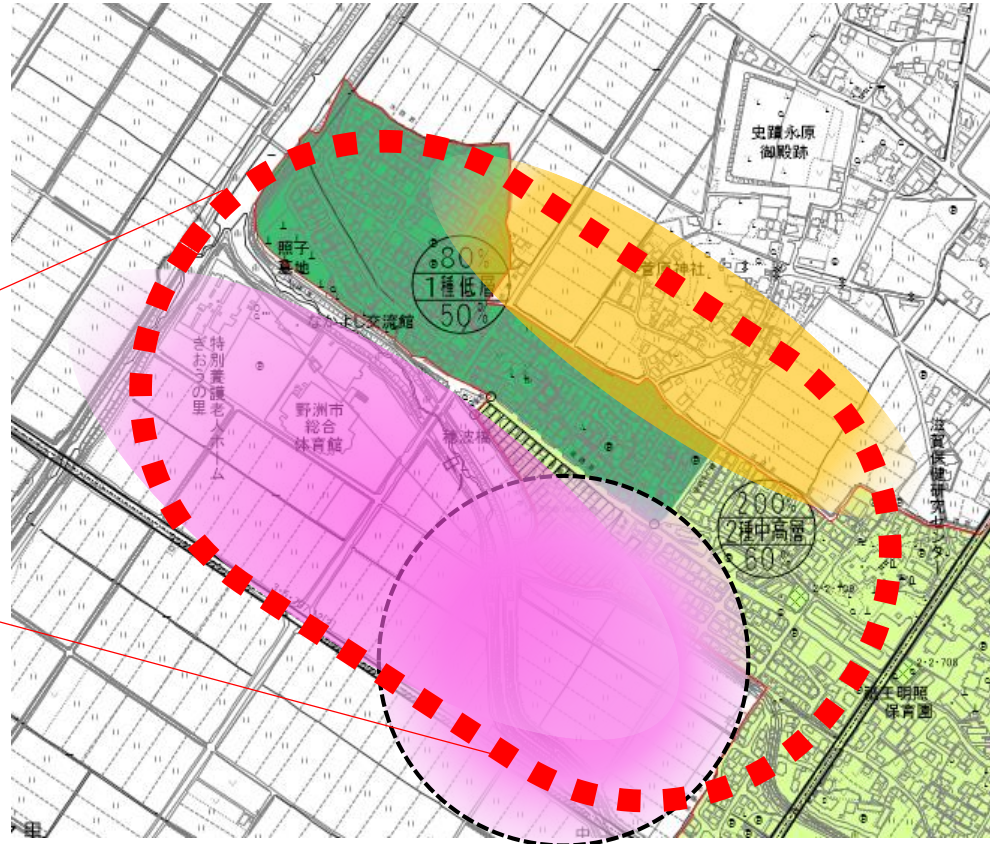
- ① 総合体育館周辺の宅地部を中心に300mの円
- ② ①の円を市街化区域方面にスライド(800m円の範囲・幹線道路まで)を含む範囲

1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明



都市マス 土地利用方針図(案)



● 土地利用のイメージ

- 住居系拡大市街地圏域(新)
- 産業系拡大市街地圏域(既存)
- 産業系拡大市街地圏域(新)

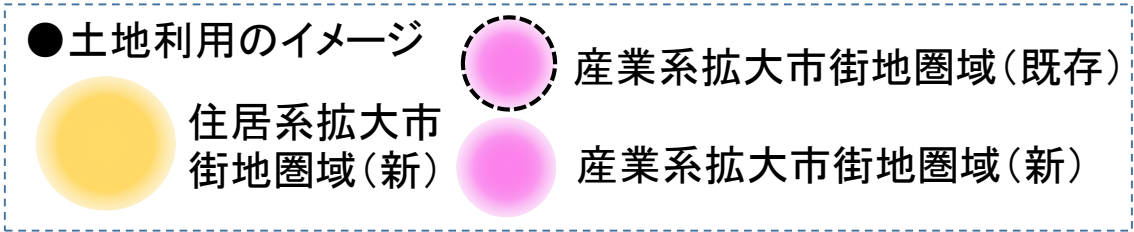
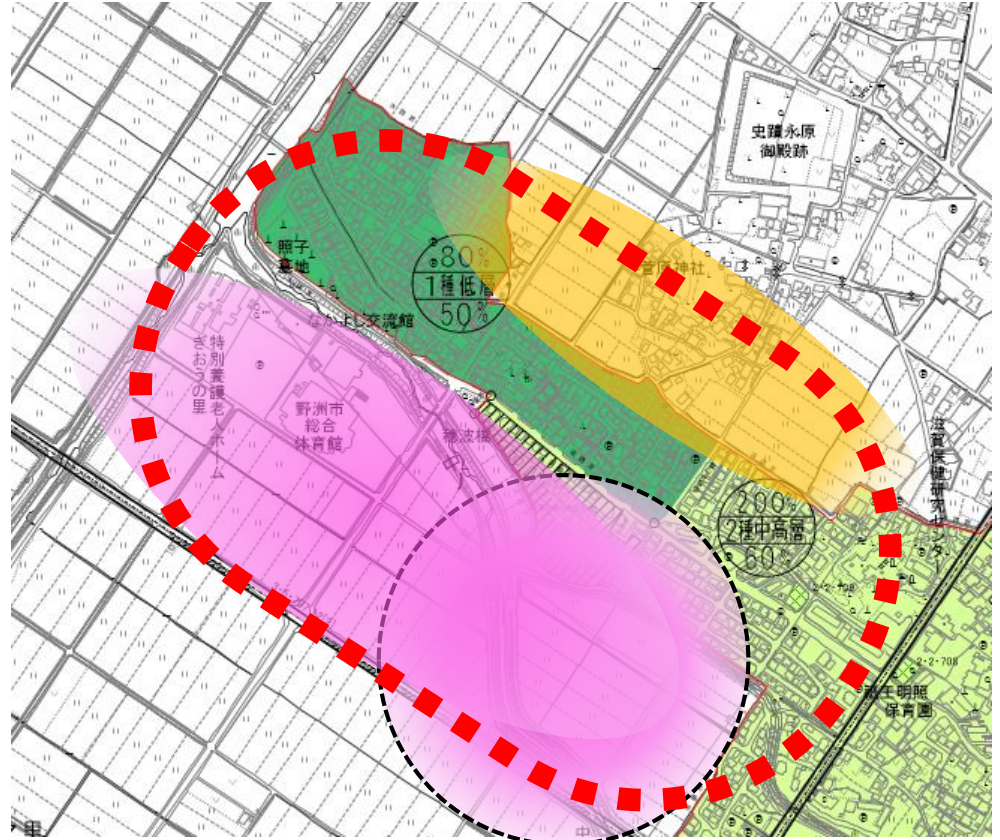
1) 総合体育館周辺の拠点形成

《拠点形成の方向性》

- ☞ 医療、運動(スポーツ)、福祉等の機能の充実
 - ・野洲市民病院の整備
 - ・総合体育館の改修
 - ・福祉行政機能等の集積の検討

☞ やすらぎの創出

- ☞ 自然環境を活かした交流施設の整備を検討
 - ・中ノ池川等の自然環境
 - ・交流施設(公園、回遊性のある歩行環境など)の整備



1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明

○立地適正化計画

《章構成》

第1章. 立地適正化計画策定の目的と位置づけ

第2章. 上位関連計画

第3章. 野洲市の現状と課題

第4章. 都市づくりの基本方針

第5章. 都市機能誘導区域

第6章. 居住誘導区域

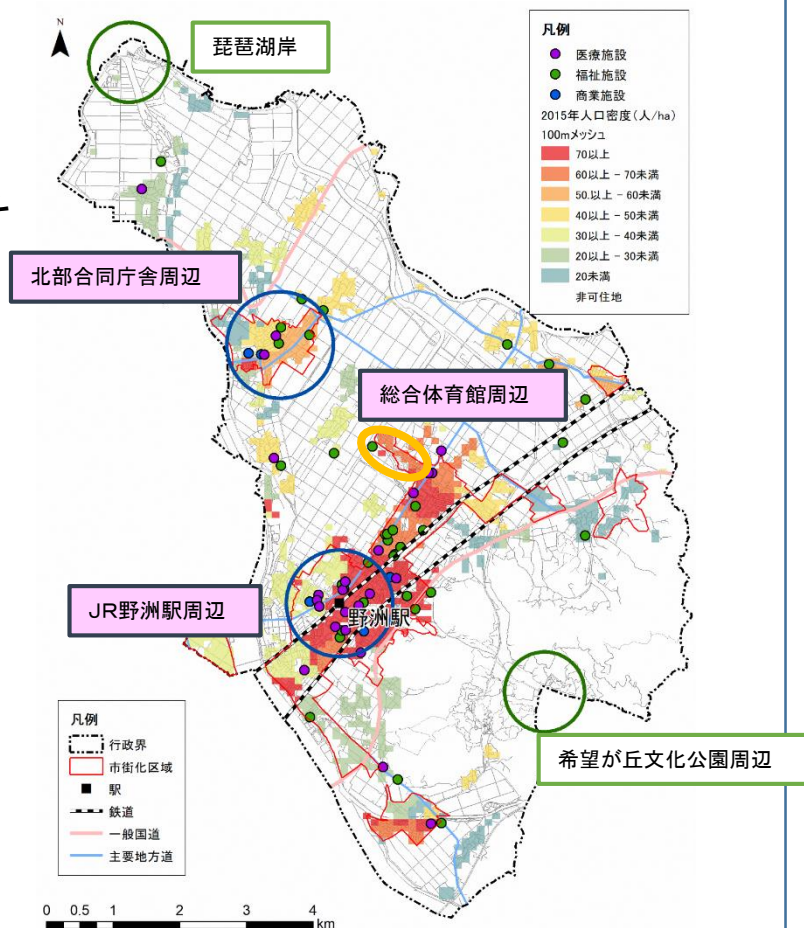
新 第7章. 総合体育館周辺に関する方針

第8章. 防災拠点

第9章. 誘導施策

第10章. 目標値の設定

第11章. 計画の進行管理



1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明

○立地適正化計画

総合体育館周辺に関する方針

1. 基本的な考え方

- ・**任意的な**誘導施策の検討
- ・将来的に当該地域を市街化区域へ
⇒改めて法律で規定された誘導区域、誘導施設の設定
- ⇒**現状の居住誘導区域における人口密度の維持を図る**

「コンパクトシティ」の理念○

1) 総合体育館周辺の拠点形成

○立地適正化計画

総合体育館周辺に関する方針

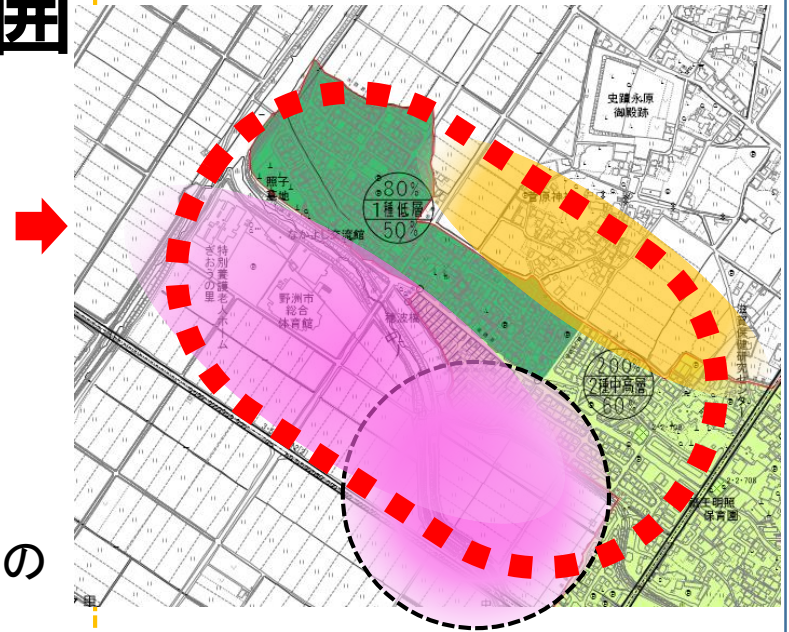
2. 都市機能誘導区域の範囲

都市機能誘導区域は、概ねの範囲として「産業系拡大市街地圏域(都市マス)」の範囲とする

※居住誘導区域の範囲

⇒現時点で新たな設定の検討はしない

※住居系拡大市街地圏域で、確度の高い住居系の計画が進むなど、状況に合わせた検討



●土地利用のイメージ



住居系拡大市街地圏域(新)



産業系拡大市街地圏域(既存)



産業系拡大市街地圏域(新)

1) 総合体育館周辺の拠点形成

説明

○立地適正化計画

総合体育館周辺に関する方針

3. 想定する誘導施設

都市機能分類		J R 野洲駅周辺	北部合同庁舎周辺	総合体育館周辺
医療機能	病院	●	—	●
	診療所	○	○	○
行政機能	行政施設	○	○	—
子育て機能	子育て支援施設	●	●	●
教育文化機能	文化施設 (文化ホール)	●	—	—
	図書館 (分館等を含む)	●	●	●
商業機能	大規模小売店舗	●	●	●

- : 魅力創出施設
- : 都市機能維持施設
- : 該当しない項目

野洲市が設定する誘導施設

説明

《野洲市で定義する誘導施設の分類》

魅力創出施設

都市全体の活力向上に繋がる、にぎわいと活力にあふれた都市拠点の整備に向けて、野洲市特有の魅力を創り出す施設

都市機能維持施設

人口減少や少子高齢社会においても、居住者の共同の福祉又は生活利便性を維持・向上するために、都市機能誘導区域内に立地が求められる日常生活に必要な施設

○魅力創出施設

施設に期待する役割	都市機能分類	具体の誘導施設
若者・子育て層の移住・定住の促進	商業機能	①若者・子育て層が魅力を感じるような商業施設
	子育て機能	②子ども同士の交流や子育て世代が情報交換できる子育て支援施設
多世代が交流したにぎわいの創出・増幅	医療機能	③健康をテーマに、交流を通じたにぎわいづくりに向けて多世代が多目的に利用できる施設(病院・文化施設・図書館)
	教育文化機能	

○都市機能維持施設

施設に期待する役割	都市機能分類	具体の誘導施設
日常生活サービスの維持	医療機能	①患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、地域医療、保健、福祉を担う診療所
	行政機能	②市民のより良い暮らしの実現に向けて、必要な生活サービスの提供を行う行政施設

①野洲市民病院の整備場所変更に伴う 土地利用方針等の見直し

2)野洲駅南口周辺

2) 野洲駅南口周辺

○都市計画マスタープラン

- ・行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図る
- ・魅力的な“にぎわい”の創出を進め、市外からも多くの人を訪れ多様な交流を生み出す拠点の形成を図る
- ・外部から訪れた観光客向けに情報発信を行い、レンタサイクル施設の整備や公共交通機関の充実による自然環境交流拠点までのアクセスとネットワークの向上をめざした交通拠点としての整備を図る

⇒野洲駅南口周辺整備の**コンセプトが変わらないこと**
から**現状通りとする**

2) 野洲駅南口周辺

説明

○立地適正化計画

誘導施設

都市機能分類		J R 野洲駅周辺	北部合同庁舎周辺	総合体育館周辺
医療機能	病院	●	—	●
	診療所	○	○	○
行政機能	行政施設	○	○	—
子育て機能	子育て支援施設	●	●	●
教育文化機能	文化施設 (文化ホール)	●	—	—
	図書館 (分館等を含む)	●	●	●
商業機能	大規模小売店舗	●	●	●

●: 魅力創出施設 ○: 都市機能維持施設 —: 該当しない項目

⇒野洲駅南口周辺整備の**コンセプトが変わらないこと**
から**現状通りとする**

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

「野洲駅南口周辺整備構想」

市民代表、学識経験者などで構成される「野洲駅南口周辺整備構想検討委員会」にて、平成27年3月に策定

➡ 新病院整備場所の変更や社会情勢の変化等により、構想見直しをするため、令和4年度末から、再度、検討委員会が開かれています

コンセプト

「心と体の健康をテーマに 人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」

必要な機能

構想
平成27年3月策定

市民広場
病院
交流施設
図書館分室
商業サービス
文化スポーツ施設

市の政策転換による
新病院整備場所の変更



新構想

市民広場
交流施設
図書館分室
商業サービス
文化スポーツ施設

ゾーニング



Aブロック+Bブロック（一部）+Cブロックにおいて、まずは先行してにぎわい創出エリアの整備に取り掛かる。

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

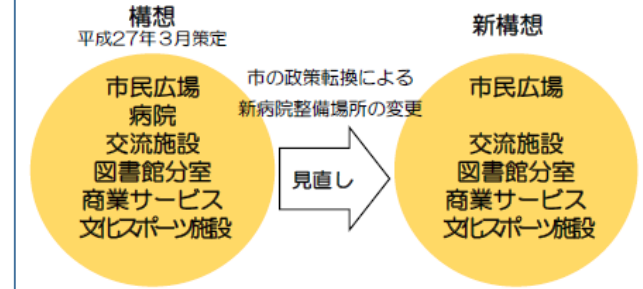
【検討委員会での確認事項】

- ・「コンセプト」は**変えない**
- ・「必要な機能」については、野洲市民病院の整備場所が変わったことにより、「**病院**」を**除いた機能とする**
- ・官民連携により事業を進めるため、令和5年度中に連携事業者を決定

コンセプト

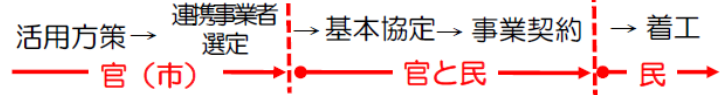
「心と体の健康をテーマに 人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」

必要な機能



※野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の資料(企画調整課)から引用↓→

(官民連携)



事業者の公募・選定から基本協定締結までの支援：株式会社地域計画建築研究所

【開業までの想定スケジュール】

年度	令和4～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・構想の見直し ・整備条件の整理 ・連携事業者の選定 	事業契約締結	事業着工	竣工	開業

誘導施策(野洲市立地適正化計画)

- 1) 総合体育館周辺の拠点形成
- 2) 野洲駅南口周辺

誘導施策 (野洲市立地適正化計画)

説明

◆ 都市が抱える課題の分析

若者・子育て世代の転出抑制に向けた住環境の維持・向上

増加する社会保障費の抑制と健康づくりの推進

既存市街地拠点の生活サービス機能の維持・増進

J R野洲駅への公共交通利便性の向上

広域的な基幹交通インフラの整備

災害等に対する安全性の確保

◆ 計画の基本理念

“つながり”を軸とした 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり
～拠点周辺の高い利便性を活かした、にぎわい増幅のまちづくり～

◆ 目指すべき都市の骨格構造

中心拠点：J R野洲駅周辺地域
(南部市街地拠点)

地域拠点：北部合同庁舎周辺地域
(北部市街地拠点)

地域拠点：総合体育館周辺地域
(中央市街地拠点)

広域連携軸、都市間連携軸、交流連携軸：周辺市町との連絡、地域内を結ぶ骨格の強化
(拠点間及び居住地を結ぶ公共交通の利便性向上)

新たに設定

◆ 課題解決のための施策・誘導方針の検討

方針は現行通り

拠点のにぎわい増幅が重要
＜集まる仕組み＞

拠点利用を高める
公共交通網の強化が重要
＜歩く仕組み＞

医療環境の効率化が重要
＜防ぐ仕組み＞

1) 総合体育館周辺の拠点形成

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

誘導施策

	現行	変更案
医療環境の効率化 （「防ぐ」仕組みづくりに係る施策	野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業を活用して、誘導施設（野洲市民病院）の整備を図る。	総合体育館周辺において、野洲市民病院（誘導施設）の整備を進める。

1) 総合体育館周辺の拠点形成

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

誘導施策

	現行	変更案
拠点のにぎわい増幅 （「集まる」仕組みづくり） に係る施策	<p>野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業を活用して、誘導施設の整備を図る。</p> <p>☞ 関連事業 交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など）</p>	<p>野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業を活用して、誘導施設の整備を図る。</p> <p>☞ 関連事業 野洲駅南口周辺整備検討事業 （市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設）</p> <p>総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。</p>
	—	

1) 総合体育館周辺の拠点形成

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

誘導施策

	現行	変更案
<p>拠点利用を高める公共交通網の強化(「歩く」仕組みづくり)に係る施策</p> <p>中心拠点や地域拠点(将来的な拠点含む)を利用しやすいネットワークの充実</p>	<p>中心拠点(JR野洲駅周辺)と地域拠点(北部合同庁舎周辺)間の路線強化・・・</p>	<p>中心拠点(JR野洲駅周辺)と地域拠点(北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺)間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。</p>

1) 総合体育館周辺の拠点形成

2) 野洲駅南口周辺

○立地適正化計画

誘導施策

	現行	変更案
<p>拠点利用を高める公共交通網の強化(「歩く」仕組みづくり)に係る施策</p>	<p>野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備する…</p>	<p>野洲駅南口周辺整備構想のコンセプト「心と体の健康をテーマに人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり」に沿った散策・歩行環境整備を検討する。</p>
<p>中心拠点や地域拠点(将来的な拠点含む)<u>周辺を歩きたくなる環境の充実</u></p>	<p>—</p>	<p>総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。</p>

②その他都市施設の整備方針 (学校施設、文化施設等)

②その他都市施設の整備方針

説明

都市計画マスタープラン (第3章 全体構想)

5. 都市整備方針

(1)土地利用に関する方針

(2)交通施策に関する方針 **道路**

(3)市街地整備に関する方針

(4)自然環境保全・都市環境形成
に関する方針 **公園・緑地** **下水道**

(5)景観形成に関する方針

(6)都市防災に関する方針

(7)その他都市施設に関する方針 追加



②その他都市施設の整備方針

●その他の都市施設の整備の方針

都市機能の向上と良好な生活環境の保全等を図る上で必要となるその他の公共施設の整備水準の目標および整備の方針は次のとおりとする。

①供給施設または処理施設

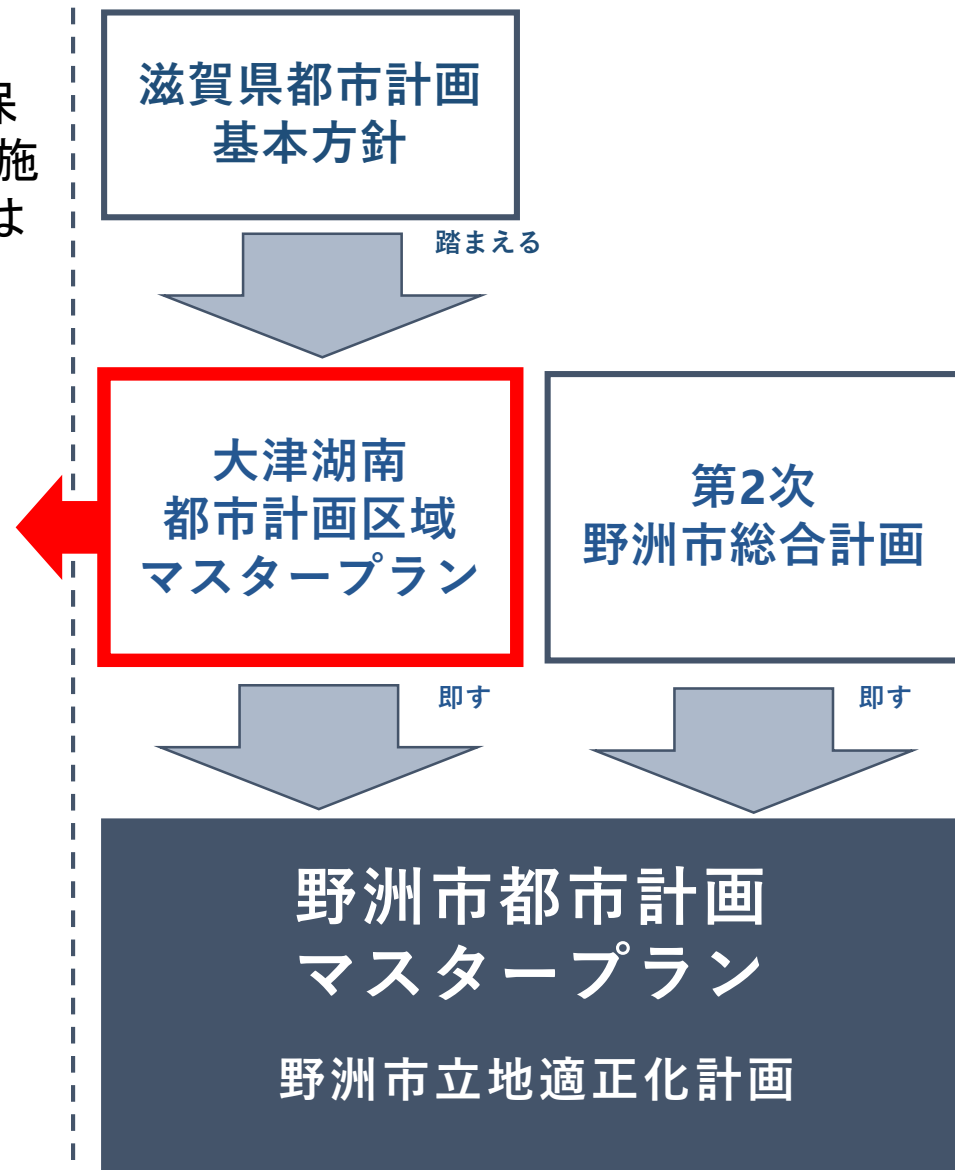
- ア) 水道
- イ) ごみ処理施設
- ウ) し尿処理施設
- エ) 卸売市場

②教育文化施設

- ア) 教育施設
 - 小中学校の適正規模および配置
- イ) 文化施設
 - 文化芸術会館等のホール施設
 - 文化財等の展示保管施設
 - 市立図書館

③医療施設または社会福祉施設

- ア) 医療施設
- イ) 社会福祉施設



②その他都市施設の整備方針

基本的な考え方

- 医療や福祉、教育、防災、交流などの機能を備える公共施設の適正配置や適切な保全・更新により、市民の利便性の向上や良好な都市環境の確保を目指します。
- 既存の公共施設について、「**野洲市公共施設等総合管理計画**」に基づく、保全・更新のほか、集約・複合化などによる施設の再編を進めます。
- 事業・サービスを継続する公共施設については、個別の施設ごとに費用対効果を考慮し、施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

滋賀県都市計画
基本方針

踏まえる

大津湖南
都市計画区域
マスタープラン

第2次
野洲市総合計画

即す

即す

野洲市都市計画
マスタープラン

野洲市立地適正化計画

②その他都市施設の整備方針

教育文化施設、子育て支援施設

- ・小中学校
⇒保全・更新、適正配置
- ・文化ホール等
⇒集約化の検討
- ・コミュニティセンター
- ・博物館等、図書館
⇒保全・更新
- ・子育て支援施設(保育所(園)、幼稚園、こどもの家)
⇒保全・更新、適正配置

医療施設、社会福祉施設

- ・病院 ⇒移転建替え
- ・社会福祉施設
⇒保全・更新、適正配置

供給施設、処理施設

- ・上水道施設、ごみ処理施設
⇒保全・更新

都市環境形成
の方針へ追加

野洲市公共施設等総合管理計画

個別施設計画、その他関連計画など

滋賀県都市計画
基本方針

踏まえる

大津湖南
都市計画区域
マスタープラン

第2次
野洲市総合計画

即す

即す

野洲市都市計画
マスタープラン

野洲市立地適正化計画

整合

令和5年度 第2回都市計画審議会

・野洲市立地適正化計画
一部改訂について(継続審議)
(防災指針検討にあたっての課題抽出)

とき 令和5年7月25日

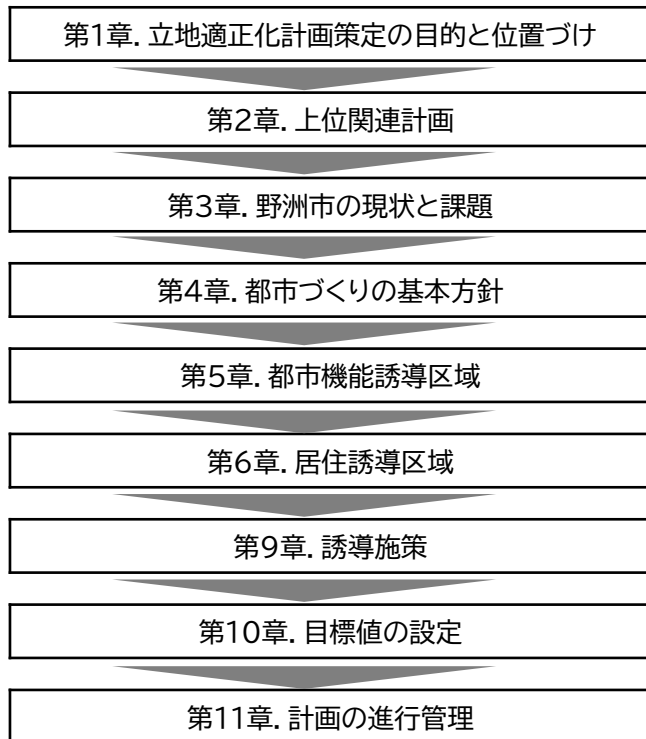
ところ 野洲市役所 2階 庁議室

1. 防災指針について

我が国では自然災害への対応として、**災害に強いまちづくり**を進める必要性が生じており、立地適正化計画策定の根拠法である都市再生特別措置法においても、防災指針の位置づけが示されました。本市においてもこれに対応するため、立地適正化計画を一部改訂し、新たに**防災指針**を位置づけることとしました。

既に設定されている居住誘導区域は、災害ハザードを考慮しながら指定されているため、災害リスク分析や課題抽出は全市的に行いますが、防災減災対策の取組方針及び、対策等の検討は**居住誘導区域内に着目して**検討を進めます。

■既存計画における位置づけ



第7章 総合体育館周辺に関する方針

防災指針のほかに、新たに今回の改訂で追加する項目

第8章 防災指針

検討資料をもとに、適宜内容を要約して内容を記載予定

※定量的な目標値については、第10章に記載予定

2. 防災指針の検討フロー

防災指針の検討フローは下図の通りで、防災に関する他計画と整合を図りつつ検討をすすめます。

今回

リスク分析・課題抽出

8. 防災指針の検討

8-1. 居住誘導区域等における災害リスク分析と 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

- 1) 災害ハザード情報等の収集、整理
- 2) 災害リスクの高い地域等の抽出
- 3) 地区ごとの防災上の課題の整理

8-2. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

- 1) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

8-3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

- 1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討
- 2) 取組スケジュールと目標値の検討
- 3) 防災指針に関連する制度の活用

整合性

関連計画

淀川水系流域プロジェクト

河川整備計画

野洲市国土強靱化地域計画

野洲市地域防災計画

野洲市総合計画

大津湖南都市計画 都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

野洲市都市計画マスタープラン

資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 令和5年3月改訂)

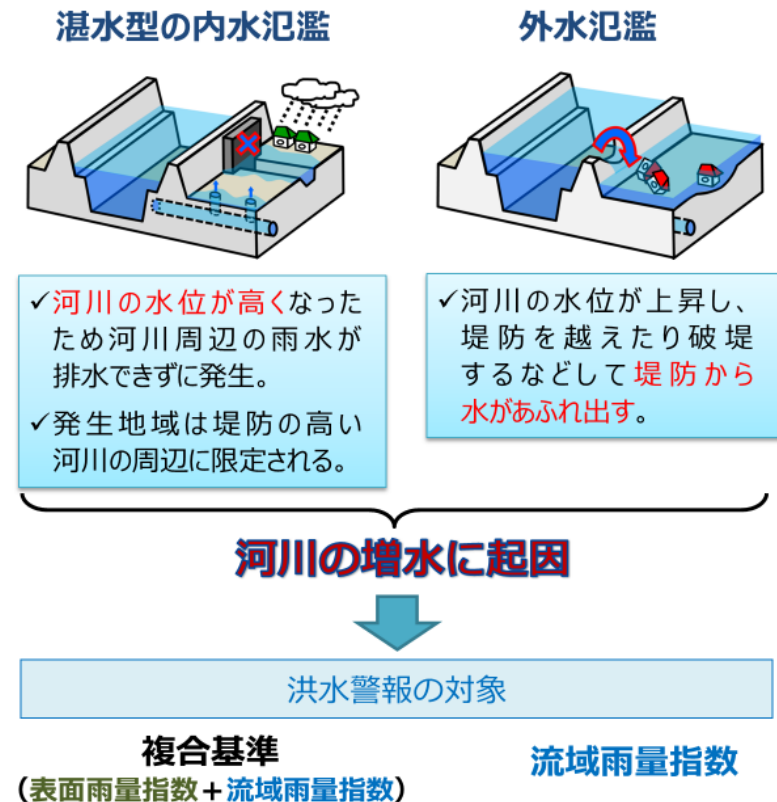
3. リスク分析と課題の抽出

1) 災害ハザード情報等の収集、整理

■対象とする災害ハザード

- 水害ハザード（外水氾濫及び内水氾濫）
 - ◇水防法に基づき国土交通大臣または県知事が指定する洪水浸水想定区域、浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域 等(外水を対象)
 - ◇滋賀県が公表している、外水氾濫だけでなく内水氾濫も考慮された水害リスクマップ
- 土砂災害ハザード
 - 土砂災害防止法に基づき県知事が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(参考)内水氾濫と外水氾濫の違い



資料:気象庁HP

【参考】災害ハザードの概要と事例(水害)

■概要

水害の主要因である洪水(外水氾濫)に関する浸水想定区域は、計画規模・想定最大規模といった2つの情報が公表されています。

○計画規模(L1):

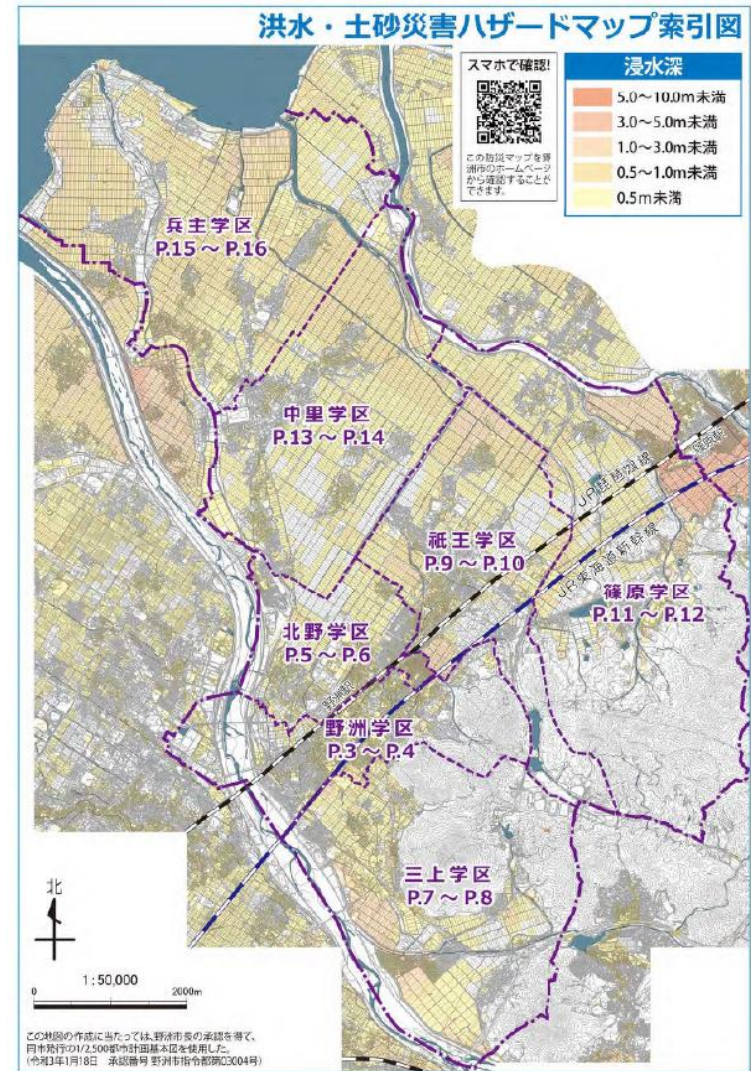
100年に1回程度発生するおそれのある降雨を想定
対策:河川整備計画等に基づき、ハード施策により対策

○想定最大規模(L2):

想定し得る最大規模の降雨を想定
(1000年に1回程度)
対策:最大クラスの洪水等に対して「少なくとも命を守り、社会経済に壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、ソフト対策に重点を置いて、危機感を共有して社会全体で対応することとしている(浸水想定(洪水、内水)の作成等のための想定最大外力の設定手法 平成27年7月より)。

国土交通大臣または県知事により指定されます。野洲市の場合には以下の3河川で指定されています。

- 野洲川
- 日野川
- 琵琶湖



出典:野洲市防災マップ

【参考】災害ハザードの概要と事例(水害)

■事例(平成25年台風18号 野洲市)

平成25年の台風18号では、**滋賀県で初めて大雨特別警報**が発令されました。

野洲市では、降り始めからの降雨量が9月15日0時から16日16時までの40時間で**344mm**を観測しました。

当該降雨では、公表されている洪水浸水想定区域の前提条件には達していないと想定されますが、溢水による床下浸水等の被害が発生しました。

○計画規模

野洲川……………24時間総雨量350mm
日野川……………24時間総雨量228.7mm
琵琶湖……………琵琶湖高水位B.S.L +1.4m
地先の安全度マップ……………24時間総雨量529mm

○想定最大規模

野洲川……………24時間総雨量663mm
日野川……………24時間総雨量738mm
琵琶湖……………琵琶湖ピーク水位B.S.L +2.6m

※計画規模・想定最大規模ともに、流域全体における降雨を想定しています。



(撮影：2013年9月16日午前)

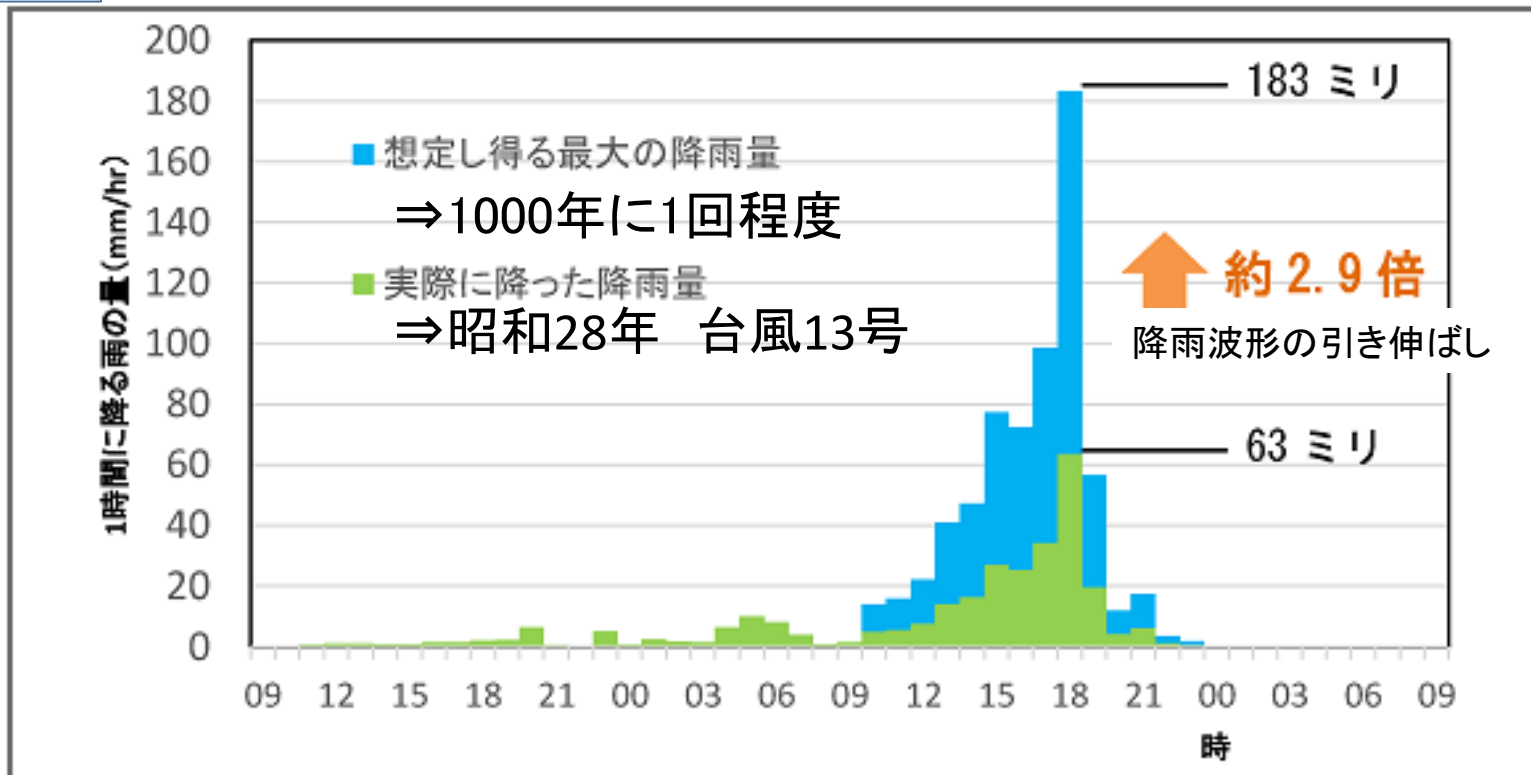
写真 野洲駅前の被害状況

出典：野洲市都市MP

【参考】想定最大規模の降雨量とは

- ・過去の実績を踏まえて、作成された包絡線を用いて流域面積と降雨継続時間から想定最大規模の降雨が算出される。
- ・過去の主要な洪水の波形を想定最大降雨量に引き伸ばし、被害が最大となる波形が選定される。

野洲川

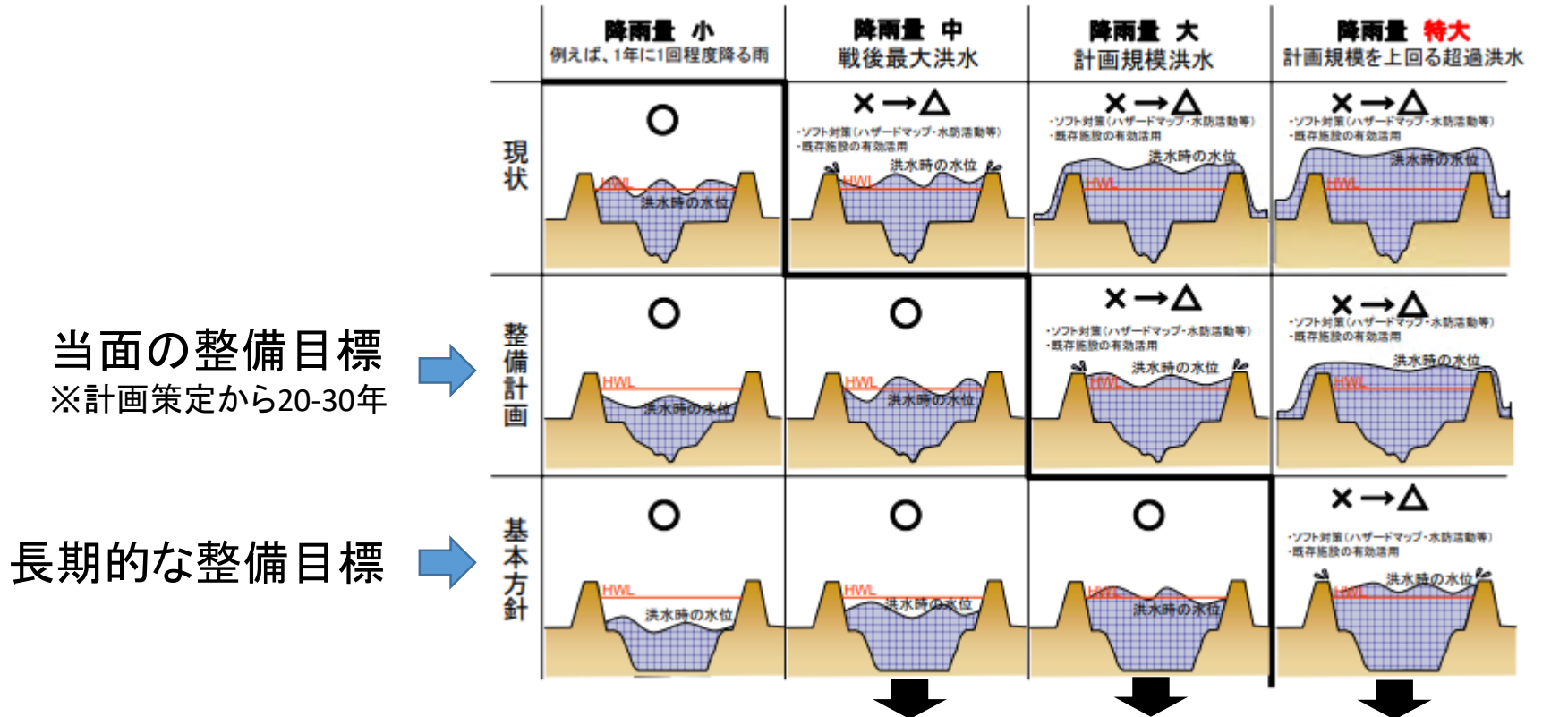


【参考】河川整備の目標

※流域面積が
大きい河川

※近畿地方整備局 淀川水系河川整備計画(案) 説明資料 抜粋

河川整備のプロセス



※流域面積の小さい(50km²未満)河川
当面の整備目標 ⇒ 概ね10年確率
長期的な整備目標 ⇒ 概ね50年確率

※野洲川
概ね30年確率
昭和28年
台風13号

※野洲川
100年確率

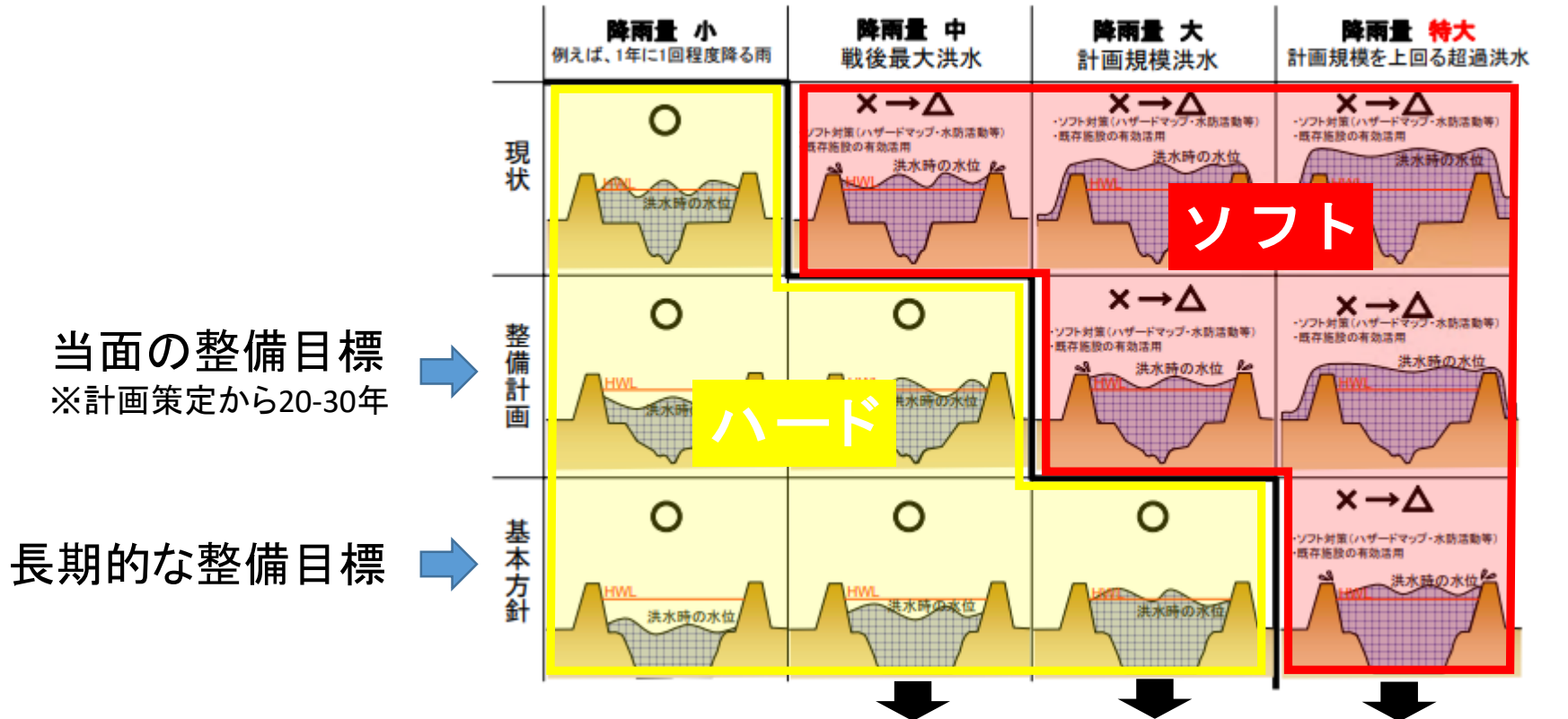
想定最大規模
※1000年確率

【参考】河川整備の目標

※流域面積が
大きい河川

※近畿地方整備局 淀川水系河川整備計画(案) 説明資料 抜粋

河川整備のプロセス



当面の整備目標
※計画策定から20-30年

長期的な整備目標

※流域面積の小さい(50km²未満)河川
当面の整備目標 ⇒ 概ね10年確率
長期的な整備目標 ⇒ 概ね50年確率

※野洲川
概ね30年確率
昭和28年
台風13号

※野洲川
100年確率

想定最大規模
※1000年確率

【参考】災害ハザードの概要と事例（土砂災害）

■概要

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある**と認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある**と求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が 30° 以上である土地が崩壊する自然現象



地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土石流

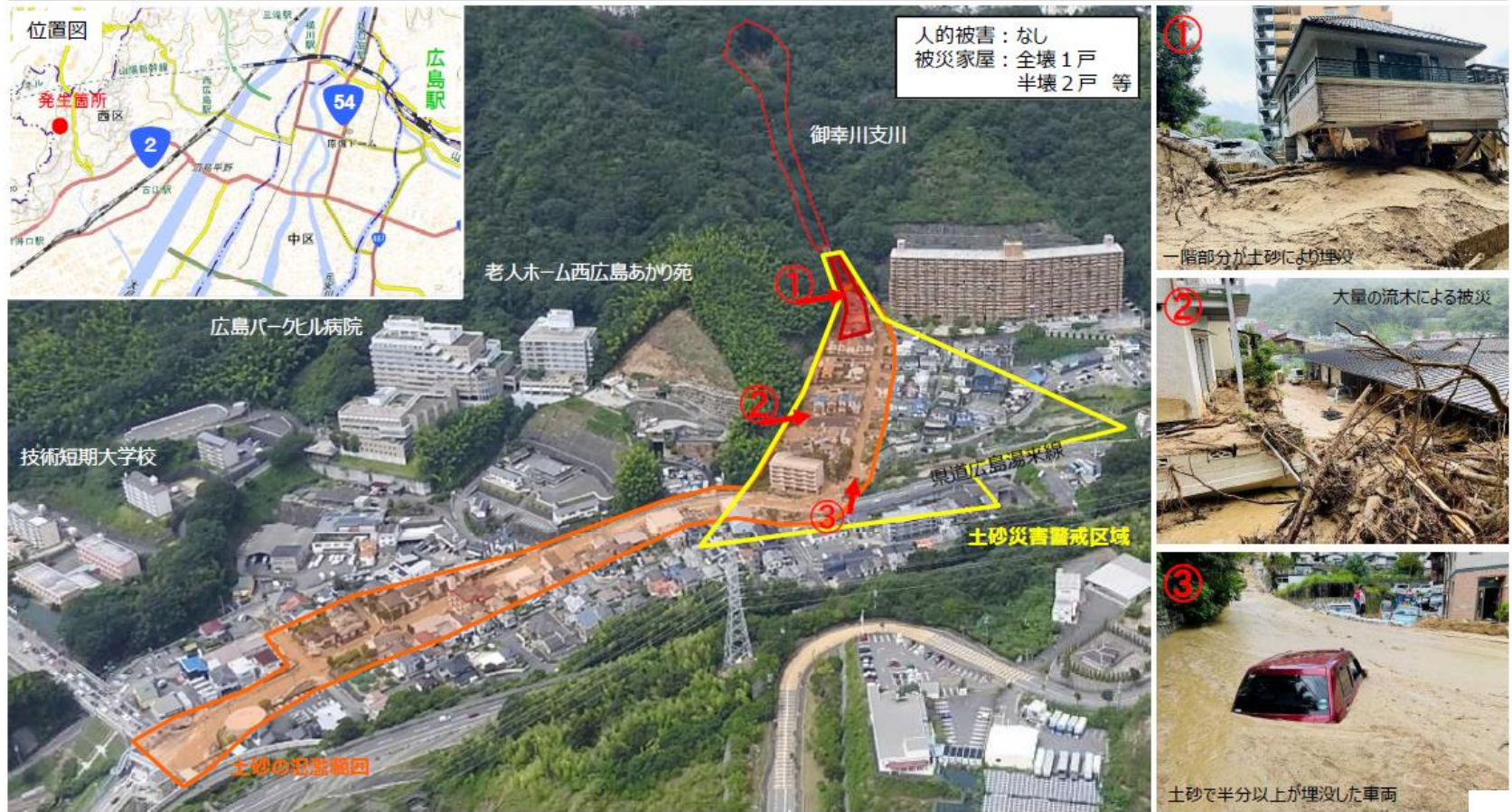
※山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



【参考】災害ハザードの概要と事例(土砂災害)

■事例

- 令和3年8月14日に広島県広島市西区田方(御幸川支川)において、土石流が発生
- 家屋が土砂により埋没するとともに、下流に位置する県道広島湯来線にまで土砂が流下し、住民生活に大きな影響



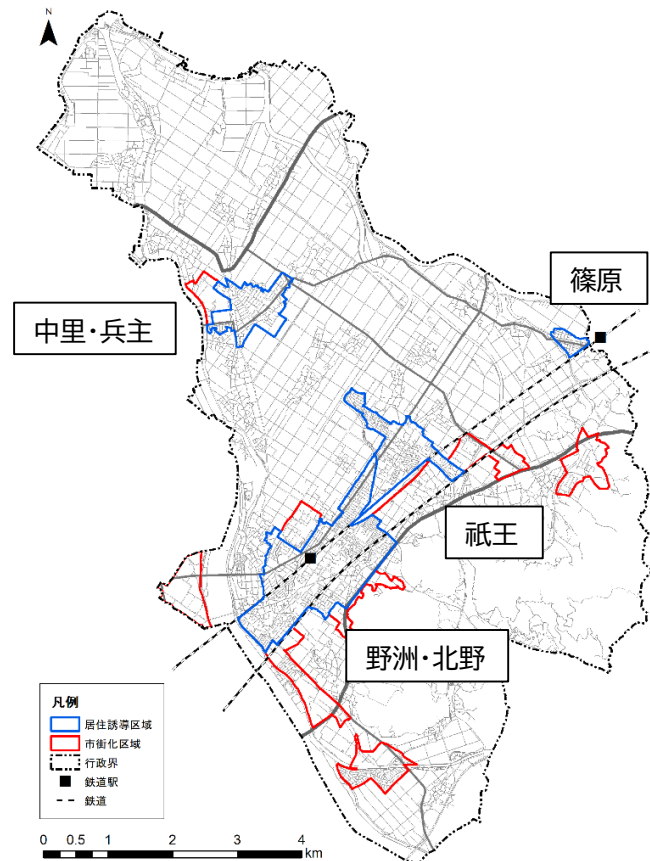
3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

■分析項目

災害 ハザード	分析項目	概要	
水害	発生確率別の浸水深の概要	発生確率別・浸水深別の人口を整理します。	
	発生確率別・浸水深の指定状況	高頻度 (10年に1回程度)	発生確率別の浸水深の指定状況を整理します。
		想定最大規模【L2】	
		【参考】中頻度 (100年に1回程度【L1】)	
		【参考】低頻度 (200年に1回程度)	
	避難困難リスク	家屋等被害リスク	建物の状況等から、家屋等被害リスクを整理します。
		避難所等までの距離圏	避難所等の分布状況から、避難所までの距離が遠い地域を整理します。
		垂直避難の可否	浸水深と建物の状況から、垂直避難が困難となる建物の分布状況を整理します。
		徒歩移動の困難さ	浸水深や流速の状況から、避難のための徒歩移動が困難と想定される地域を整理します。
		浸水継続時間	浸水継続時間から、避難生活が長引くと想定される地域を整理します。
土砂災害	家屋等被害リスク	土砂災害警戒区域の指定状況から、家屋等被害リスクを整理します。	

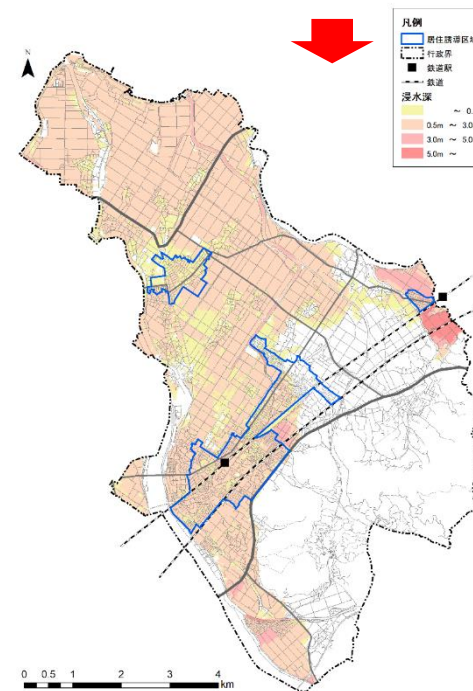
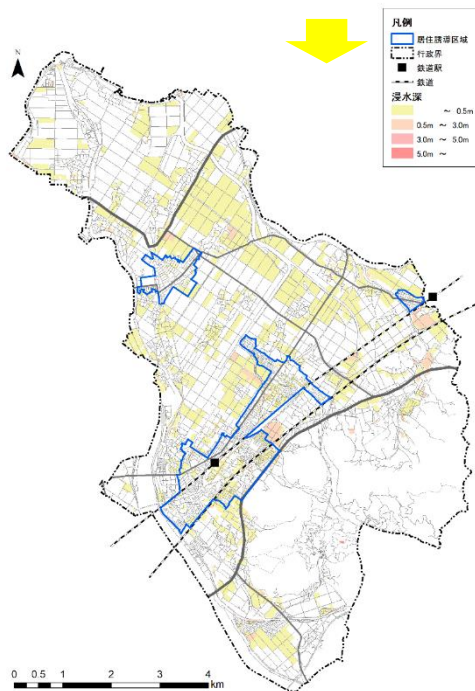
■居住誘導区域内の分析地区図



居住誘導区域外については
よりマクロ的な広い視点で評価します

3. リスク分析と課題の抽出

降雨規模		高頻度 (10年に1回程度)	中頻度 (100年に1回程度【L1】)	低頻度 (200年に1回程度)	想定最大規模 【L2】
	野洲川		24時間総雨量 350mm		24時間総雨量 663mm
	日野川		24時間総雨量 228.7mm		24時間総雨量 738mm
	地先の安全度 マップ	24時間総雨量 170mm	24時間総雨量 529mm	24時間総雨量 634mm	



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

①' 高頻度(10年に1回程度)の降雨の浸水深の状況

・主に**一般国道8号以北**の広範囲で浸水が予想される

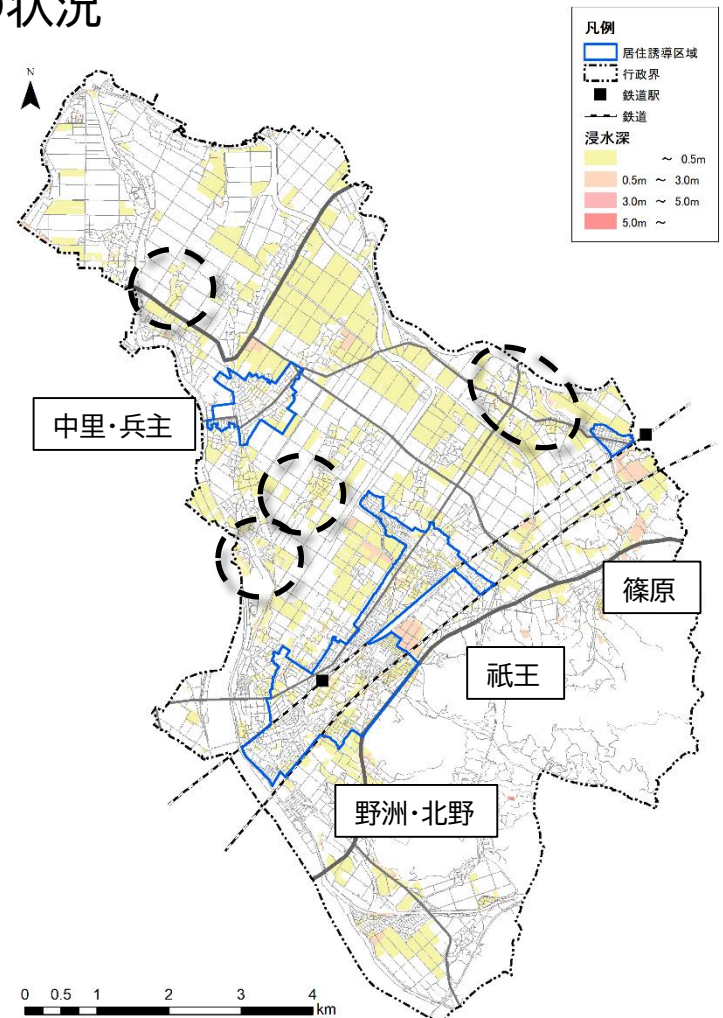
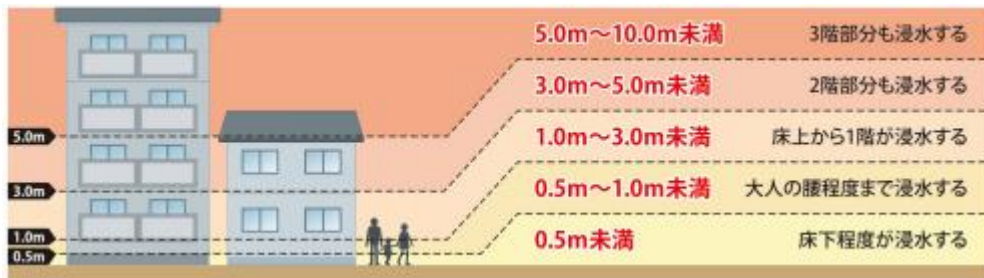
居住誘導区域内

・野洲・北野地区の東海道本線より南側や祇王地区で、床下程度の浸水が発生する可能性がある

居住誘導区域外

・床下程度の浸水が想定される箇所が点在(右図枠内)している

■ 浸水深の目安



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

① 想定最大規模(1000年に1回程度)の降雨の浸水深の状況

・主に**一般国道8号以北**の広範囲で浸水が予想される

居住誘導区域内

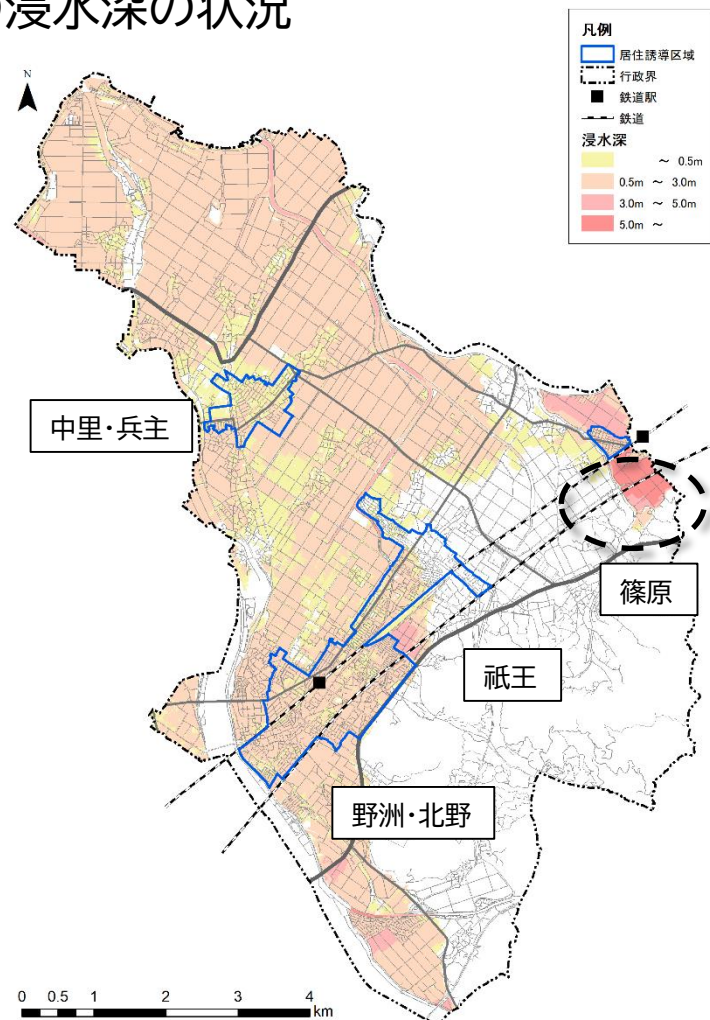
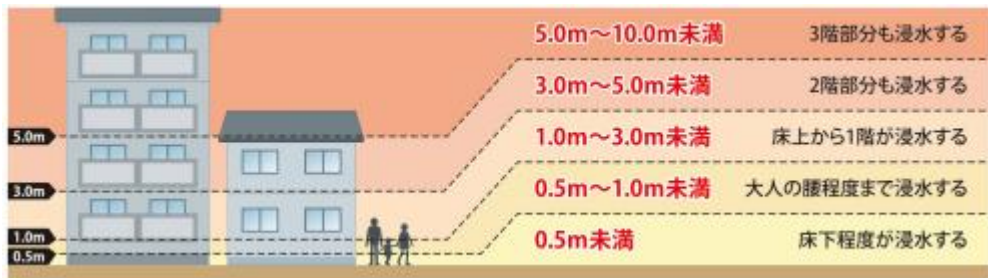
・祇王地区の一部を除いた**ほぼ全域で浸水被害**を受ける可能性あり

・**篠原地区の一部**では、水深3.0m以上の箇所もある

居住誘導区域外

・**篠原駅南側の一部(右図枠内)**において浸水深3.0m以上の箇所が存在する

■ 浸水深の目安



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

② 家屋棟被害リスク

居住誘導区域内

・野洲川沿岸(右図枠内)において、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)が指定されており、建築物が立地する箇所もある。

居住誘導区域外

・篠原駅南部(右図枠内)には日野川による家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)が指定されており、建築物も立地している。

■ リスク評価方法

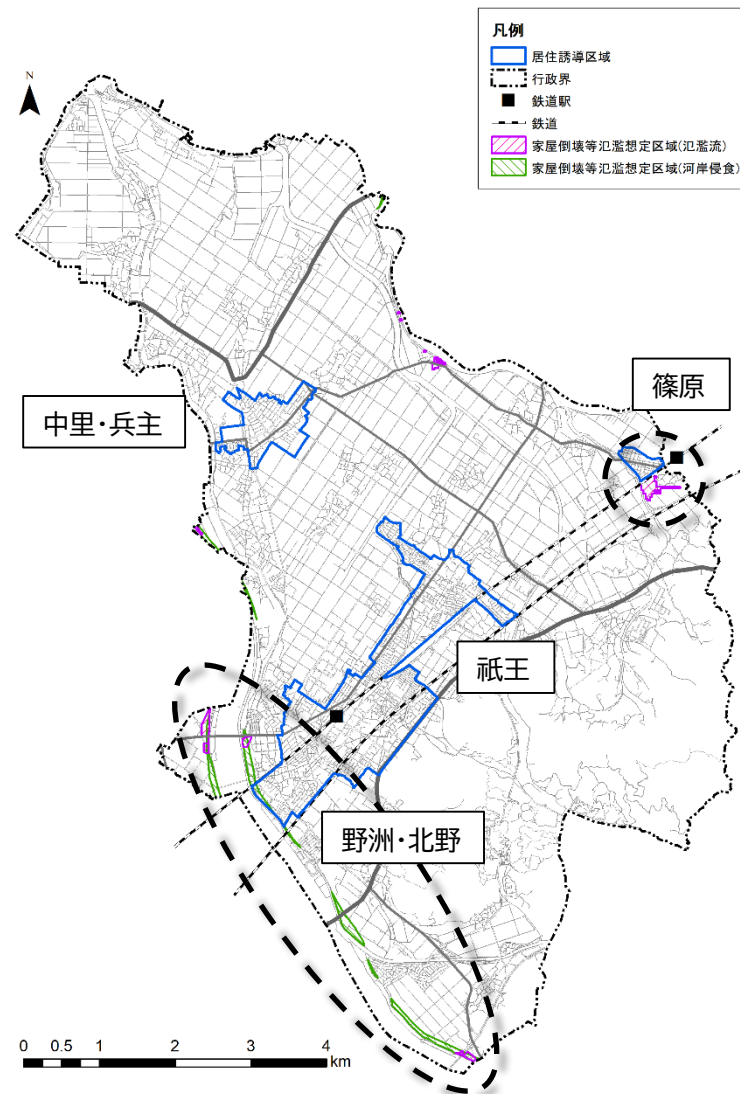
家屋被害リスクは、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域と合わせて公表されている、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況から評価します。

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲をいい、以下の2つに分類される。

洪水・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流):家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流が発生する恐れのある範囲

家屋倒壊等氾濫想定(河岸浸食):家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸浸食が区域発生するおそれがある範囲



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

③ 避難困難リスク(避難所等までの距離圏)

居住誘導区域内

- ・避難所等から500m圏外の箇所は、**篠原地区**や**祇王地区**の**広範囲**に広がっている

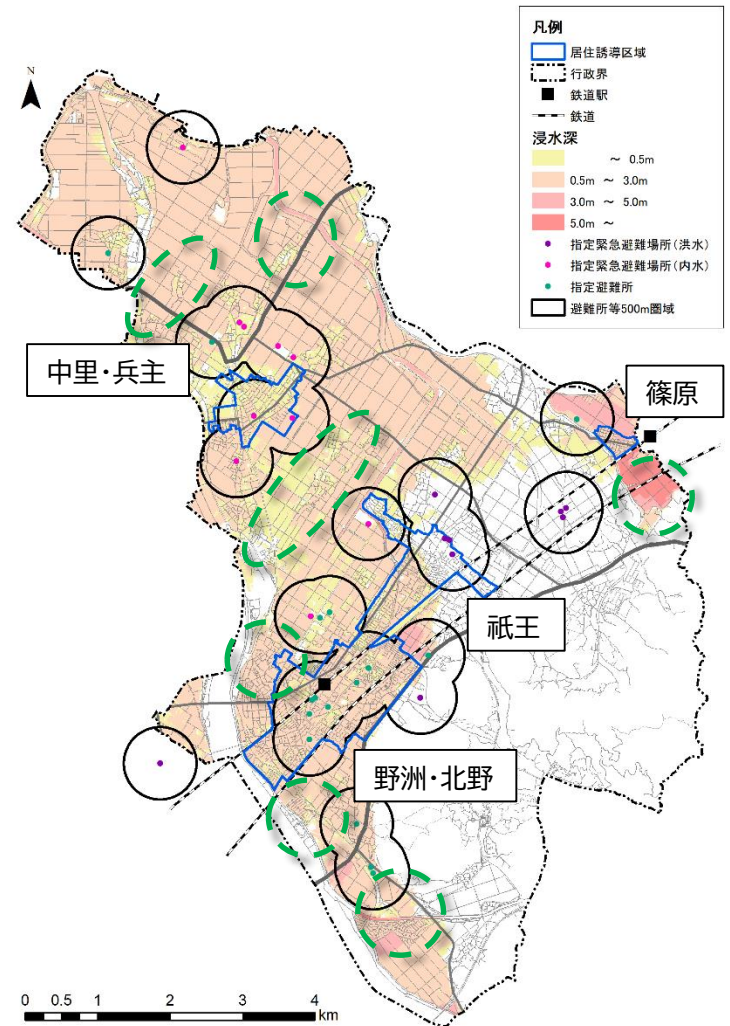
居住誘導区域外

- ・建築物がまとまって立地しつつも、避難所等から500m圏外の箇所がある(右図緑枠内)

■ リスク評価方法

避難所等から一定距離圏に含まれるかどうかで、避難困難リスクを評価します。

距離圏の閾値は避難所等から500mとし、この距離圏外の箇所を避難困難リスクが高いと評価します。



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

④ 避難困難リスク(垂直避難の可否)

居住誘導区域内

- ・浸水時に垂直避難できないと想定される住居系建築物は、**ほとんどない**

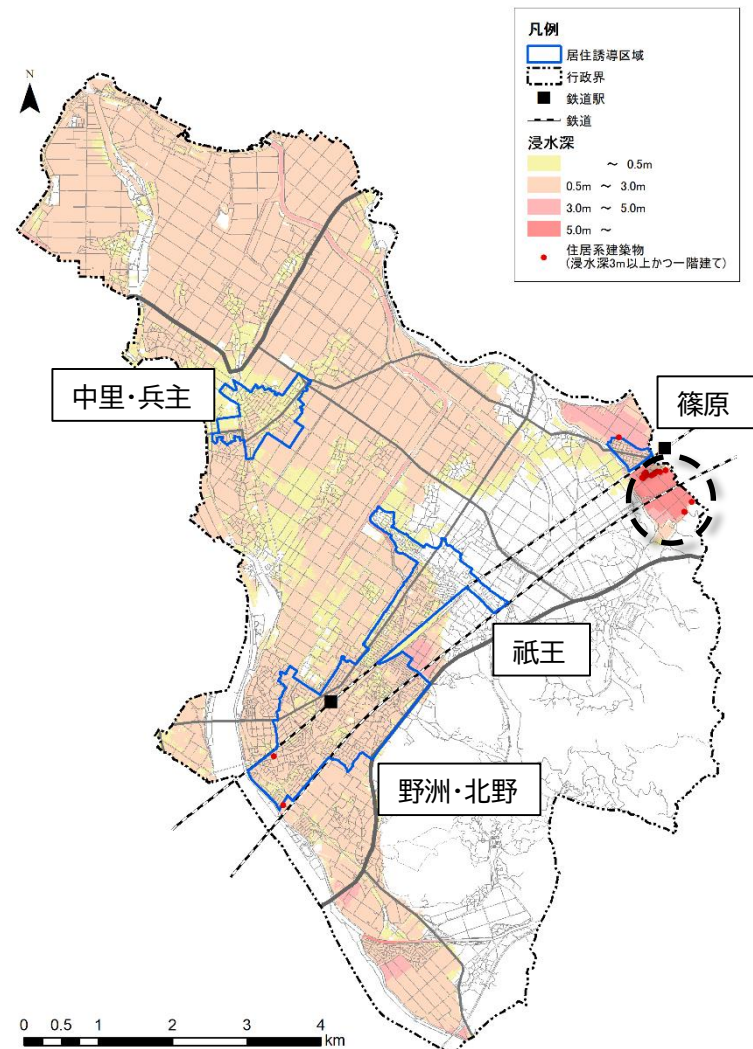
居住誘導区域外

- ・**篠原駅南部(右図枠内)**にまとまって分布している。

■ リスク評価方法

浸水深と建築物の階数データを用いて垂直避難が困難な建築物を抽出し評価します。野洲市においては、一般的な住宅の2階部分が水没するような浸水深5m以上の区域はほぼないため、2回床下部分に相当する3m以上の浸水深の範囲に立地する1階建ての住居系建築物を、リスクが高いと評価します。

資料: 立地適正化計画作成の手引き(令和5年3月改訂)



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

⑤ 避難困難リスク(徒歩移動の困難さ)

居住誘導区域内

- ・野洲・北野地区や篠原地区で比較的広範囲に広がっている。

居住誘導区域外

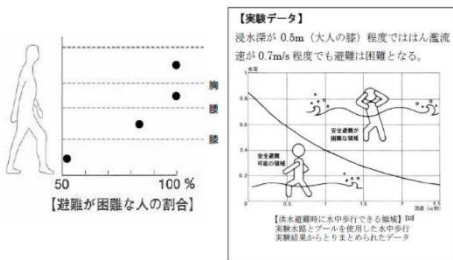
- ・建築物がまとまって立地しつつも、徒歩移動が困難な箇所がある(右図枠内)。

■ リスク評価方法

浸水深と流速情報を用いて徒歩移動が困難な箇所を抽出し、避難困難リスクを評価します。国土交通省の資料においては、流速が0.5m/s以上の浸水深で流速0.7m/s以上の場合、避難が困難とされているため、これらの箇所をリスクが高いと評価します。

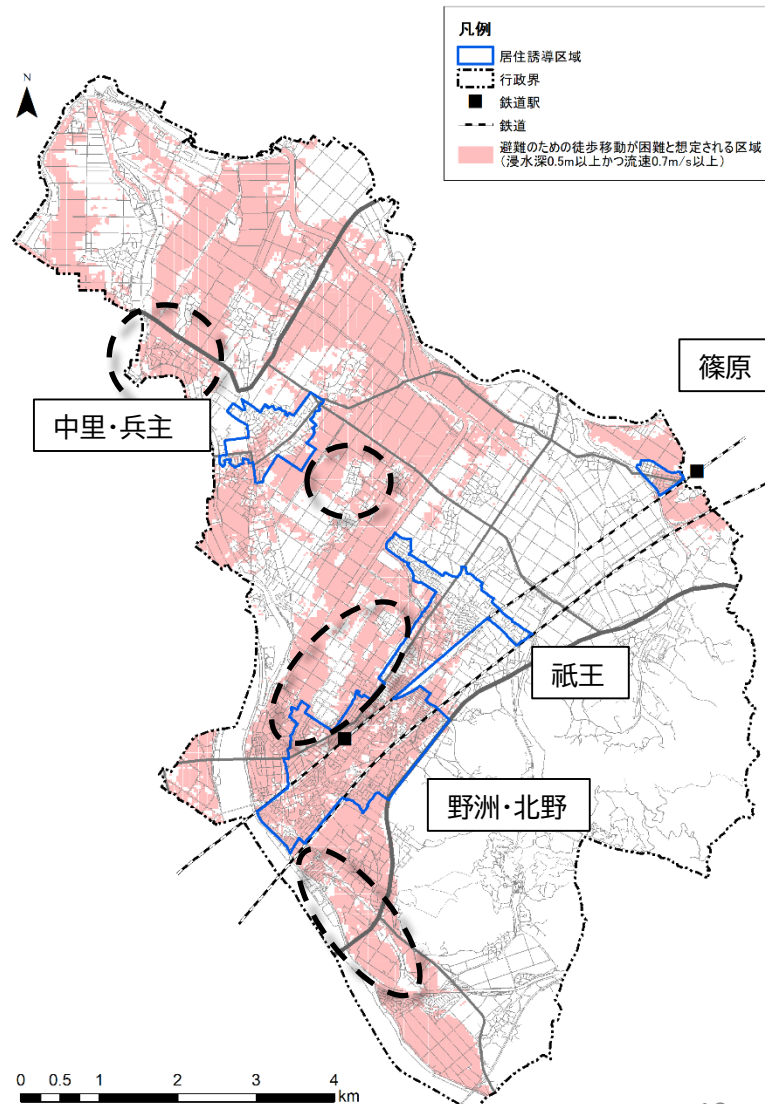
避難行動時における被災リスクの程度を、浸水深や流速から検討することが考えられる。関川水害(H7)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、殆どの人が避難困難であったとされる。また、実験では、0.5mの水深では流速が0.7m/sでも避難は困難となり、流速が2.0m/sを超えると水深が0.2m程度でも避難が困難となるとされる。

また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートでは、小学校5~6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になるというデータもある。



※洪水ハザードマップの手引き(改訂版)から抜粋

資料: 立地適正化計画作成の手引き(令和5年3月改訂)



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

⑥ 避難困難リスク(浸水継続時間)

居住誘導区域内

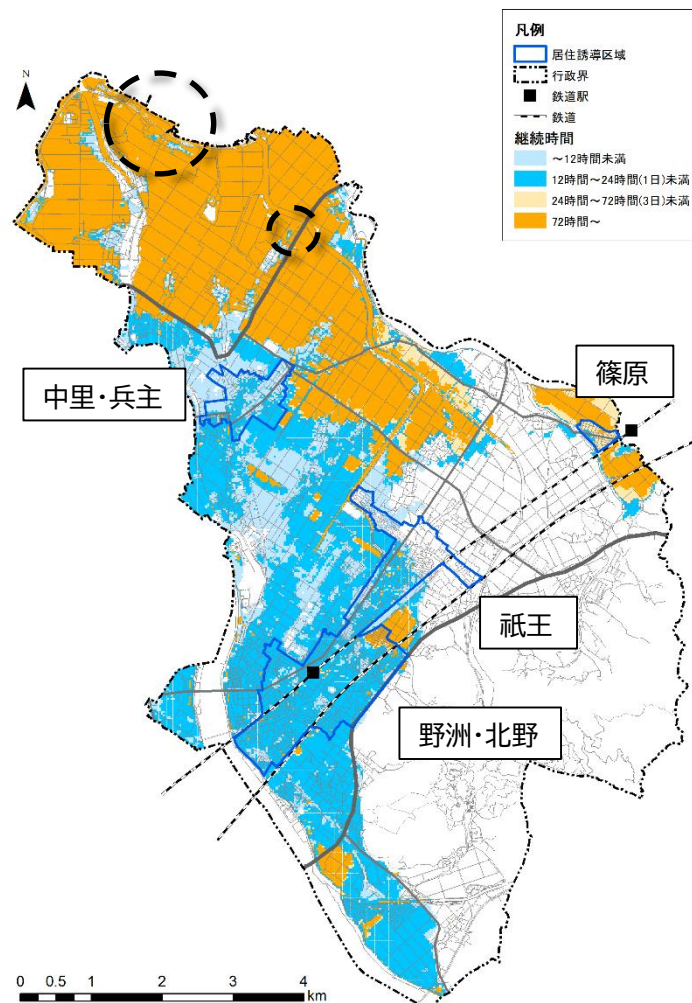
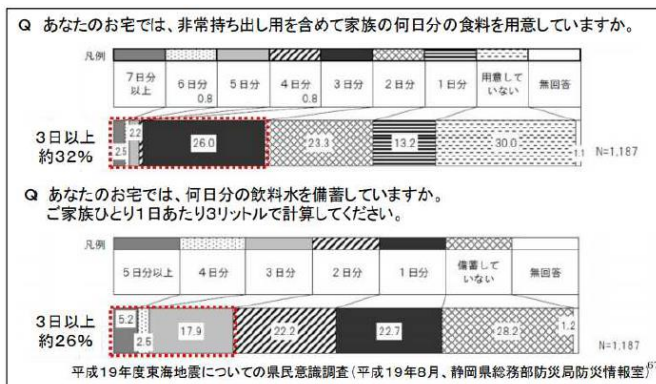
- ・**篠原地区**で浸水継続時間が24時間～72時間(3日)未満となる地域が広く分布する。また、**野洲・北野地域の一部**では、建築物がまとまって立地し、浸水継続時間が3日以上となる範囲も存在する。

居住誘導区域外

- ・**琵琶湖沿岸の一部(右図枠内)**の地域で建築物がまとまって立地し、つとも、浸水継続時間が3日以上となる範囲が存在する。

■ リスク評価方法

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日以内の過程が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は、生命の危機が生じる恐れがある。このため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要がある。



3. リスク分析と課題の抽出

2) 災害リスクの高い地域等の抽出

⑦ 土砂災害に関する分析

居住誘導区域内

・土砂災害警戒・特別警戒区域ともに指定されていない。

居住誘導区域外

・土砂災害警戒・特別警戒区域は、野洲市南部の三上山に連なる山地部分に多く指定されており、その大部分が土石流によるものである。

■ リスク評価方法

被害リスクは、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況から評価します。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



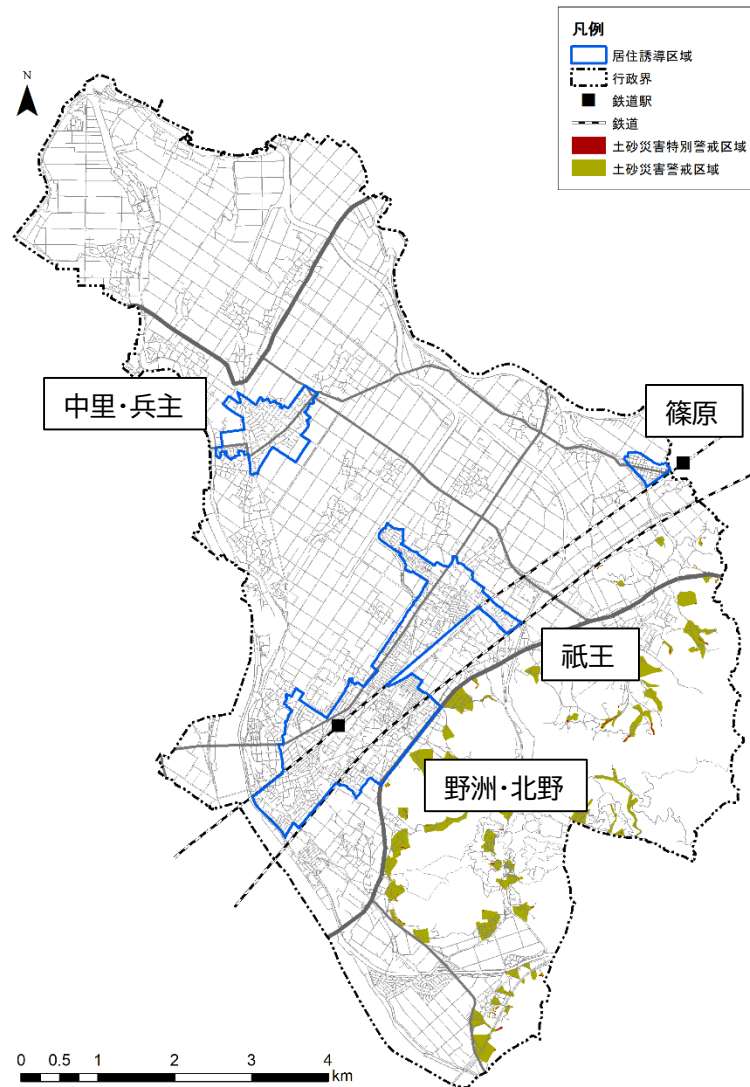
地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

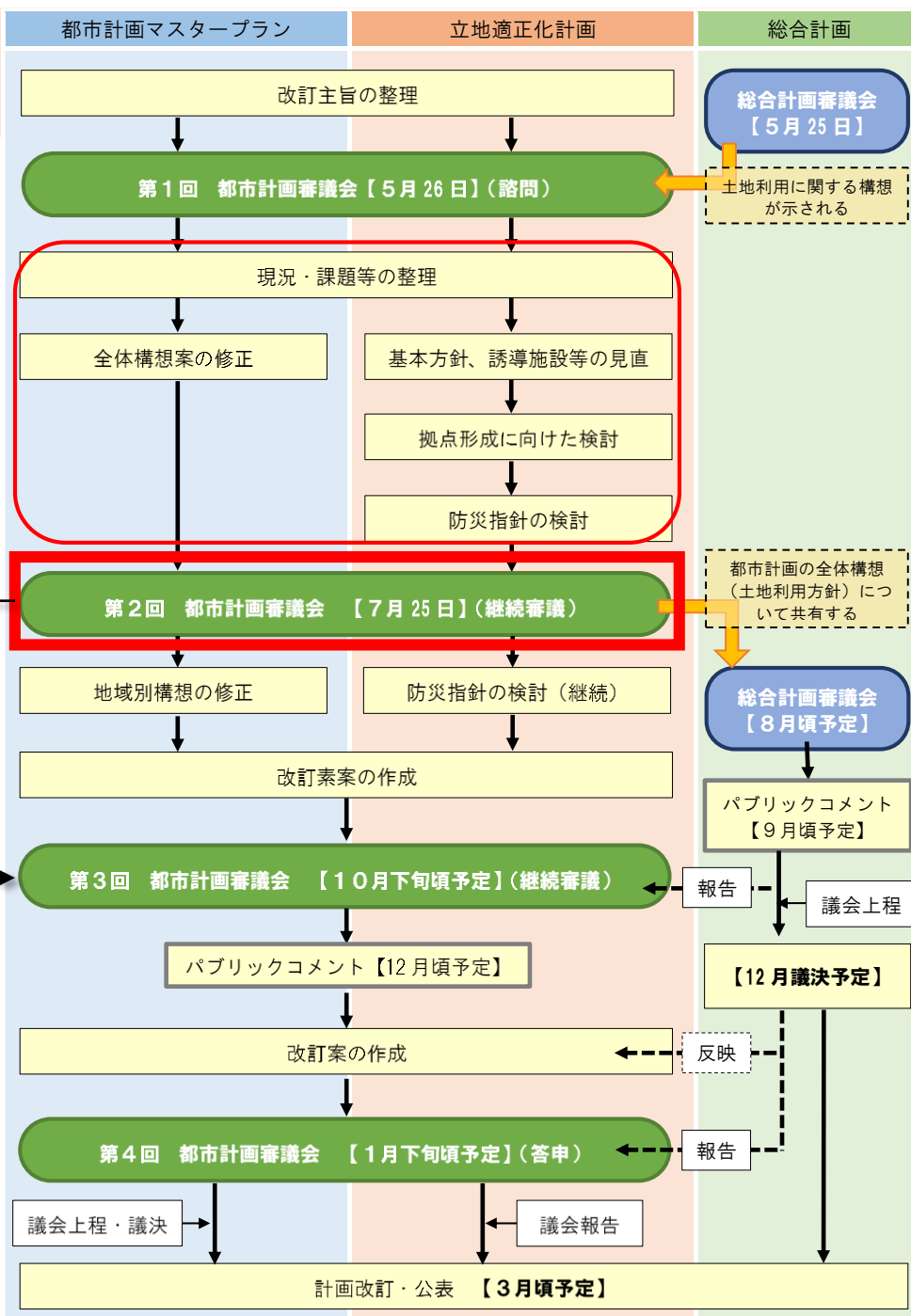
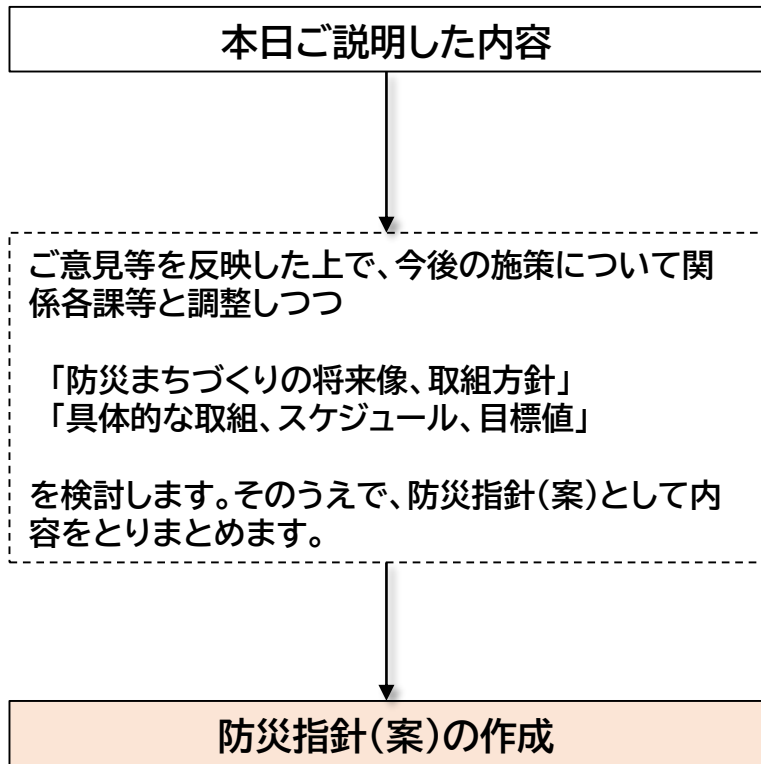


土石流

※山腹が崩壊して流れた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



今後の予定



今後の予定（取組方針と対策の分類）



発生リスク
想定最大
(1000年に1回)
高頻度
(10年に1回)

時間軸
長期
中期
短期

回避

低減

ハード

ソフト

施策	重点的に実施する地域	実施主体	実現時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスク回避	住居の移転	〇〇地区	国	→	
	開発規制	××地区	県・市	→	
	届出・勧告による立地誘導	居住誘導区域外 (特にハザードエリア内)	市	→	
	宅地高上げの補助	居住誘導区域内	市	→	
	止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者	→	
	災害危険区域の指定	居住誘導区域内 (ハザードエリア内)	市	→	
災害リスク除去・低減	下水道整備	市街化区域内	市	→	
	避難場所設置 (防災公園等)	●●地区	市	→	
	避難路整備	△△地区	市	→	
	マイ・タイムラインの作成	市全域	市・住民	→	
	避難計画の見直し	■●地区・◇◇地区	市・住民	→	
	雨水排水ポンプの整備	市全域	県	→	
	河川整備 (中小河川)	市全域	県	→	
	河川整備 (大河川)	市全域	国	→	

